

西予市復興まちづくり計画報告書

(平成 30 年 7 月豪雨)

愛媛県 西予市

令和 7 年 6 月

はじめに

西予市は、平成 30 年 7 月豪雨により、市内各地で大規模な土砂災害や河川氾濫による浸水被害により、災害関連死を含め 6 名の尊い命が失われるとともに、市民の住まいや仕事、道路や河川、ライフラインなどに甚大な被害をもたらしました。

この豪雨災害により犠牲となられました方々に対しまして、心より哀悼の誠を捧げるとともに、被災されました多くの皆様に心から御見舞い申し上げます。

こうした未曾有の災害に見舞われた中、発災直後から応急復旧までの一番重要な初動期に、応急復旧作業に当たってくださった国、県、自治体関係機関、住民の生活再建に御支援いただきました、7,000 人を超えるボランティアの方々、全国各地から届けられた支援物資など、数多くの人的、物的御支援をいただきましたことに対し、改めて深く感謝と御礼を申し上げます。

当市は、災害発生後から災害対策本部を立ち上げ、状況の把握に努めると同時に、避難所を設置するなど、市民の生命を守るために活動するとともに、豪雨災害から市民の住まい、暮らし、日常を取り戻すため復旧事業を進めてきました。さらに、あらゆる災害から市民の生命と財産を守る、安心・安全なまちの形成やさらなる魅力を高めるまちづくりを進めるため、平成 31 年 3 月に「西予市復興まちづくり計画」を策定し、「復興のパズル みんなでつくる 未来のカタチ」を復興の目標に、復興を進めて行く上で、次の 3 つの基本理念のもと、「同じ被害が二度と起きないように、この災害をどのように生かすべきなのか」、「これまでの地域課題も含め、何を解決していくべきか」、ということについて前向きに事業を展開し、復興に努めてまいりました。

①寄り添い支え合う

②一人の 100 歩より、100 人の一歩

③何ができるか考える

さらに、その復興計画の中で、被害が大きかった野村地区の復興方針として、「市民、行政、学識経験者等との協働による未来へ飛躍する復興の実現」を掲げ、地域の発展につながる復興まちづくりのあり方について、住民と行政、大学等が共にアイデアを出し合う場「ワークショップ」を設け、野村地区の将来像を描くことを位置付けております。その具体的な取組として「のむら復興まちづくりデザインワークショップ」を 6 回開催し、意見交換を行い、その結果を取りまとめた「のむら復興まちづくり計画」を策定し、野村地区の復興を進めてきたところです。

この「西予市復興まちづくり計画報告書」は、「西予市復興まちづくり計画」に基づき実施してきた 6 年間の復旧・復興に関する具体的な取組、施策、事業の状況、実績をまとめ、見えてきた課題等を、今後も発生するであろう災害への備えとして活かすため取りまとめたものです。

今後、さらなる防災・減災力の向上に努め、市民の皆様が安心・安全な暮らしができるように、引き続き必要な施策を推進してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

第1章 復興まちづくり計画報告書について	1
1 主旨	1
2 報告のまとめ方	1
第2章 内部報告	1
1 復興の基本理念、目標について	1
2 復興のからあゆみ	1
第3章 外部報告	2
西予市の復興まちづくりに対する所見	
第4章 基本施策における各事業の取組状況について	4
1 安心で安全なまちの再建	10
(1) 治水・治山対策等の推進	10
(2) 確実な避難に向けた対策の推進	13
(3) 市民一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応力の向上	17
2 日常の暮らしの再建	21
(1) 被災者支援	21
(2) 住まいの確保・再建の支援	26
(3) 地域コミュニティの再構築・育成	28
3 産業・経済における生業（なりわい）の再建	31
(1) 農林水産業の再生	31
(2) 商工業の再生	32
(3) 観光の再生	33
4 インフラの整備・まちなみの整備	35
(1) インフラ整備、まちなみの整備	35
(2) まちなみの整備	38
5 子育てや教育環境の再建	40
(1) 教育施設等の再建	40
(2) 防災教育の推進	43
(3) 災害の記録と記憶の伝承	45
第5章 地区別の復興方針	47
1 明間地区	47
(1) 治山事業の推進	47
(2) 避難指示に伴う公民館運営及び保育園の運営	47
(3) 流末処理と市道整備	48
(4) 粗大ごみ持ち込み手数料免除	48
(5) 応急仮設住宅からの退去状況	48
2 岩木地区	49
(1) 治山事業の推進	49
(2) 青線（法定外公共物「水路」）エリアの復旧作業	50
(3) 県の土木事業としての整備検討	50
(4) 応急仮設住宅の退去状況	50
3 野村地区	51
(1) 生活の基盤となる安心・安全なまちづくり	51
(2) 安心・安全に暮らせる住まいの早期確保	52

(3) 市民、行政、学識者等との協働による未来へ飛躍する復興の実現.....	53
(4) 人と人のつながりを生かした復興の輪を広げる.....	55
(5) 野村町河西地区及び栗木地区の避難指示について.....	56
第6章 復旧・復興における課題について.....	57
参考資料.....	58

第1章 西予市復興まちづくり計画報告書について

1 趣旨

西予市では、災害からの復旧・復興に向けたまちづくりを推進するための指針として、平成31年3月に西予市復興まちづくり計画（以下、「復興計画」と言います。）を策定し、その進捗状況を確認しながら事業を進めてきました。

計画期間は令和元年度から令和6年度までの6年間としており、6年間の復旧・復興の歩みを評価・検証し、今後の災害への備えとしての方針をまとめたものが、西予市復興まちづくり計画報告書（以下、「報告書」と言います。）となります。

2 報告書のまとめ方

報告書では、まず、全体的な取組を包括した内部報告、外部報告を行っています。

次に、復興計画に掲げた「主な施策」について、取組み状況や実績について各評価シートに明記しています。評価シートに記載する事業は、復興計画第4章に掲げた「主な施策」の142事業とし、記載する項目は、「活動と内容」、「取組状況・実績」の2項目としています。

また、特に被害が大きかった宇和町地域岩木地区、宇和町地域明間地区、野村町地域野村地区の3地区については別に実績をまとめ総合的な評価を行いました。なお、第2章災害の概要で示した各種数値については、時間の経過とともに変動が生じた部分を別に取りまとめます。

第2章 内部報告

1 復興の基本理念、目標について

復興計画では、西予市の復興を進めていく上で、3項目の基本理念（復興への概念）、目標（キャッチフレーズ）を定めました。

○基本理念

- ・一つ…寄り添い支え合う
- ・一つ…一人の100歩より100人の一歩
- ・一つ…何ができるか考える

○目標（キャッチフレーズ）

「復興のパズル みんなでつくる 未来のカタチ」

基本理念については、復興を具体的に進めていく上で、共通する大切な考え方や心も持ちようとなり、目標については、市民や事業者、ボランティア、大学、行政等にとって、復興の進め方や目指すべき未来の姿のイメージ共有につながったと考えております。

2 復興からの歩みについて

平成30年7月豪雨災害後、年度が替わった令和元年を、「復興元年」と位置づけて、復興計画がスタートしました。復興計画では、災害からの確実な復旧・復興にむけて2024年度（令和6年度）までの6年間の方針を掲げ、事業に取り組んできました。今回、計画期間の令和6年度が終わることから、6年間の主な取組みを報告いたします。

短期計画期間の令和3年度までの取組みとしては、国が補助する各種災害復旧事業による、住環境の整備や各種インフラ整備により暮らしに直結する復旧を進めると同時に、頻発化する豪雨災害に対して確実な避難行動に結び付けるために、タイムラインの作成や危機管理体制の見直しを行いました。更に野村ダム洪水調節機能の強化を図るための取組みや肱川水系河川整

備計画（変更）といった、河川における流下能力の抜本的な解決のために関係機関と協議を重ね、安全で安心なまちづくりを進めました。

また、復興のシンボルと位置付けた野村町の乙亥会館が社会体育施設として復旧し、館内に災害の記憶と記録を伝承することを目的に、災害伝承展示室を整備いたしました。さらに、「語り部 018 のむら」と協働した防災学習の創出にも取り組みました。

中長期計画期間の令和 3 年度から令和 6 年度においては、引き続き地滑り災害により通行に支障をきたしている、主要地方道宇和野村線（栗木地区）復旧工事について愛媛県と情報を共有し早期の復旧を図りました。又同じく地滑り災害により長期の避難指示が継続している野村町栗木地区の市道栗木川平線災害復旧工事については、令和 7 年 1 月に工事が完了し避難指示を解除することができました。

また、肱川水系河川整備計画（変更）【中下流圏域】に基づく河川整備による、野村大橋、石久保橋の架け替え、護岸の引提工事や野村ダム施設改良工事堰堤改良事業については、工事が令和 6 年度に本格化しましたが、完成は令和 9 年頃と見込まれることから、今後も国や愛媛県と情報共有し、早期の完成を図ることとしています。さらに、のむら復興水辺まちづくり計画における肱川河川沿い復興公園（どすこいパーク）の公園整備は、右岸の「自然と憩いの広場」と「三嶋神社周辺エリア」は「いきいき広場」を除き、令和 6 年度末で完成しましたが、「いきいき広場」、左岸の「乙亥・まちなかエリア」と「レクリエーションエリア」については、令和 7 年度以降の工事となっていることから、のむら復興まちづくりデザインワークショップで意見交換を続けて、早期の完成を目指すこととしています。

また、災害を風化させないことが重要という観点から、今回の経験を踏まえ、継続して学校教育、社会教育において、災害伝承展示室を活用した防災教育を取り入れ、防災意識の高揚と災害対応力の向上に努めました。

第 3 章 外部報告

復興計画に基づく、災害対応などを中心に、被害の状況や各種災害対応活動を報告書として取りまとめるにあたり、外部報告者からの報告が必要と考え、令和 3 年度末に作成した西予市まちづくり計画評価書においても評価報告をいただいた、西予市復興まちづくり計画策定委員でもあり、愛媛大学地域協働センター南予 センター長（愛媛大学社会共創学部学部長）松村暢彦教授に総合的な報告をいただきました。

西予市の復興まちづくりに対する所見

「Build Back Better（よりよい復興）」（以下、BBB）は、2015 年の第 3 回国連防災世界会議で採択された『仙台防災枠組 2015-2030』に明文化された概念であり、国際的な防災指針である。BBB は、災害による被害が繰り返されないよう、復興において災害以前よりも一歩進んだ安全性を備えたまちづくりを進めることを基本的な考え方としている。一方、コミュニティ・レジリエンスとは、地域社会が自然災害や社会的な危機に適応し、迅速に回復し、より強く発展していく能力を指す。これは、BBB が主に想定する物理的な強靱性だけでなく、住民の協力体制や社会関係、経済的な自立性など、適応力の概念も含んでいる。

BBB とコミュニティ・レジリエンスは互いに密接に関係し、補完し合う概念であり、以下のポイントが挙げられる。そのポイントに沿って西予市の復興まちづくりについて評価したい。

(1) 物理的インフラと社会的インフラの両立

BBB では、堤防や耐震建築などの物理的なインフラの強化だけでなく、災害時の避難体制の整備や防災教育の推進も重視される。これにより、地域住民の防災意識が高まり、災害発生時の迅速な対応が可能となる。このような取り組みは、コミュニティ・レジリエンスの向上にもつながる。

西予市では「安心して安全なまちの再建」を目指し、インフラ強化や避難体制の強化に取り組んできた。具体的には、野村ダム of 適切な操作規則の見直しや事前放流の実施により、洪水調節機能の向上が進められている。今後、野村大橋の架け替えや河川拡幅によるボトルネックの解消などの大規模な工事が予定されているが、愛媛県や住民など関係者との連携を強化し、1日も早い完成を目指してほしい。

避難体制の強化については、防災情報の発信方法の見直しや、住民間のコミュニケーションの強化だけでなく、愛媛大学の支援による避難行動要支援者アプリの試行など、新たな取り組みも進められている。

また、野村小学校と連携した水辺域復興まちづくりプロジェクトにより、小学生の防災意識が向上し、関係者の意識変革にも大きく寄与している。さらに、語り部による防災まちあるきや、乙亥会館内の災害伝承展示室の整備により、防災教育の高度化が図られている。特に、野村小学校と三瓶小学校の防災交流学习は、山から海までの地形特性を活かした西予市らしい取り組みとして高く評価できる。

(2) 住民主体の復興とガバナンスの強化

BBB を実現するためには、地域住民の主体的な関与が不可欠である。外部からの支援に依存するのではなく、住民が自ら復興計画を策定し、地域の課題を解決することで、長期的な持続可能性が高まる。これは、コミュニティ・レジリエンスの強化にもつながり、災害時の自律的な対応力を向上させることが期待される。

野村地区では、2019年5月から復興まちづくりデザインワークショップを実施し、復興計画の構想から維持管理に至るまで、住民の意見を反映させた取り組みを行っている。特に、どすこいパーク防災広場のオープニングイベントでは、住民主体で企画を進め、記念行事を実施した点が評価できる。

また、愛媛大学の学生がワークショップの運営に協力しており、地域住民と学生が連携した復興まちづくりの輪が広がっている。このような活動は、災害時のコミュニティ・レジリエンス向上にも寄与すると考えられる。

(3) 経済的な自立と持続可能な復興

コミュニティのレジリエンスを高めるには、地域経済の持続可能性も重要である。BBBの一環として、被災後の復興時に地域産業の再生や新たなビジネスモデルの導入を進めることで、災害前よりも安定した経済基盤を築くことができる。

西予市では、農林水産業の復旧事業が着実に進展し、商工業においても多様な補助金を活用して中小企業の自立再建を支援している。観光面では、復興のシンボルである乙亥会館での乙亥大相撲が盛り上がりを見せており、防災まちづくりとの連携や観光パッケージ化が期待される。

また、新たな取り組みとして、大学との連携によるDXを活用した生産性向上など、農業の高度化も進みつつある。今後、これらの取り組みをさらに拡大していくことが望まれる。

今後の展望

西予市の復興まちづくり計画は、基本施策に沿って着実に進められてきた。しかし、地球温暖化に伴う災害の激甚化・頻発化が進む中、過疎化が進む地方部にとって、頻発する河川氾濫は地域社会の存続を脅かす要因となる。今後も、災害に強い社会基盤の整備を進めるとともに、誰もが住みがいのあるレジリエントな地域づくりが求められる。

西予市野村地区の復興まちづくりは、インフラ整備にとどまらず、持続可能で災害に強い地域を目指す点に特徴がある。この取り組みは、他の地方自治体の模範となりうるものであり、行政、地域団体、住民、教育機関が連携しながら協働まちづくりを推進していくことが重要である。

愛媛大学地域協働センター南予
センター長 松村 暢彦

第4章 基本施策における各事業の取組状況について

復興計画では、計画的かつ着実に取り組む必要があることから、2019年度（平成31年度）から2024年度（令和6年度）までの6年を計画期間として、緊急度等に応じて、短期計画期間、中長期計画期間に分け、事業を明確に整理し計画的に取り組んできました。

なお、復興まちづくり計画では5つの基本施策、14の施策区分、32の「主な取組、施策」、142の「主な施策」という施策体系にて事業を進めてきましたので、次に掲げている主な施策の142事業の「活動と内容」と「取組状況」を個別具体的に報告いたします。

◎主な施策（142 事業）一覧表

基本施策		施策区分		主な取組・施策		主な施策（142 事業）
1 安心で安全な まちの再建	1	治水・治山対策等の 推進	①	野村ダム洪水調節機能の向上・下流部の河 川改修	1	野村ダム操作規則見直しの促進
					2	野村ダムにおける洪水調節機能向上の促進
					3	野村ダム下流河川の流下能力向上の促進
					4	肱川水系河川整備計画の見直しと計画に基づく河川改修の促進
			②	中小河川対策	1	被災した県管理河川等の復旧及び治水機能強化の促進
					2	被災した市管理河川等の復旧及び治水機能強化の推進
			③	土砂災害対策	1	治山事業の促進
					2	砂防事業の促進
					3	がけ崩れ防災対策事業の推進
			④	災害に強い森林づくり	1	災害に強い森林づくりの推進
					2	里山の適正管理の推進
			⑤	復旧事業の推進における配慮事項	1	公共工事における自然環境等への配慮
					2	計画的な復旧事業の推進
					3	恒久的な残土処理場（土捨場）の確保
					4	ソフト対策の啓発
			⑥	南海トラフ地震への備え	1	南海トラフ地震対策の推進
					2	南海トラフ地震事前復興共同研究の推進
	2	確実な避難に向けた 対策の実施	①	情報伝達体制の強化	1	防災情報発信方法の見直し
					2	野村ダムの情報提供等の強化
					3	ダム放流情報を考慮した避難情報発令基準の見直し
					4	地域情報ネットワーク構築の推進
					5	多様な情報伝達手段の検討と導入
					6	防災情報無線の戸別受信機の設置・拡充
			②	安全な避難路・避難場所の整備・充実	1	安全な避難路の整備・充実
					2	安全な避難場所の整備・充実
					3	避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の策定及び支援体制整備の推進
			③	安心な避難所運営の強化	1	避難所の安全性の確認
					2	避難所の運営体制の強化
					3	避難所の環境整備

			④	関係機関との連携による取組	4	避難所運営マニュアルの見直し
					5	避難所運営に関する研修や実地訓練の実施
					1	国土交通省による早期復旧・復興のためのまち・住まいの調査等の結果の活用 ・平成30年7月豪雨の際の避難行動に関するアンケート調査 ・住宅再建意向調査 ・西予市復興まちづくり計画 市民意向調査
	3	市民一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応力の向上	①	避難行動・意識の高揚と災害対応力の向上	1	災害種別毎のリスクの検証
					2	ハザードマップの改定(愛媛県によるダム下流区間(野村地区)の水位周知河川への指定により作成される浸水想定区域図に基づいた肱川洪水浸水想定区域の追加)
					3	避難訓練等の実施
					4	自主防災組織の育成・強化
					5	市民参画のタイムライン(防災行動計画)の作成
			②	市の防災体制の強化	1	西予市地域防災計画の見直し
					2	職員の防災能力の向上
					3	消防団の機能強化
					4	消防署(常備消防)の機能強化
					5	119番受信体制の消防広域連携の検討(共同運用)
2 日常の暮らし の再建	1	被災者支援	①	被災者支援対策の推進	1	り災証明の受付・交付
					2	税金の減免の受付・納付期限の延長
					3	各種証明書の交付手数料の免除
					4	被災者生活再建支援金の支給
					5	被災者生活再建緊急支援金の支給
					6	災害見舞金の支給
					7	義援金の受付・分配
					8	寄付金の受付(ふるさと納税)
					9	災害援護資金の貸付
					10	被災者タクシー利用補助事業
					11	介護保険料及び介護サービス利用料の減免
					12	被災届出証明書の受付・交付
					13	国民健康保険被保険者に係る医療費の一部負担金の免除
					14	後期高齢者医療保険被保険者に係る医療費の一部負担金の免除

				15	後期高齢者医療保険料の減免
				16	水道料金、下水道料金の減免
				17	地域ささえあいセンター運営事業の推進(総合的な相談と関係機関等との連携による適切な支援)
				18	復旧・復興相談窓口の開設
				19	支援制度の周知
		②	避難指示発令区域の被災者支援	1	避難指示の早期解除
				2	避難指示発令区域内の被災者等への支援
				3	避難指示解除後の支援
		③	こころと体のケア	1	地域ささえあいセンター運営事業の推進(傾聴や相談、健康促進のための交流、情報交換の場の提供)
				2	こころと体の健康相談
	2	住まいの確保・再建の支援	① 応急仮設住宅の適正な維持管理等	1	建設型応急仮設住宅の整備及び維持管理
				2	借上型応急仮設住宅(みなし仮設住宅)の確保
				3	市営住宅等の提供
		② 住まいの確保・再建		1	住宅復興計画の検討
				2	住宅移転地の確保・整備の推進
				3	災害公営住宅等の整備の推進
				4	空き家・空き地を活用した住宅再建の推進
				5	被災住宅の応急修理の推進
				6	災害ごみ・土砂の受入の推進
				7	被災家屋の公費解体等の推進
	3	地域コミュニティの再構築・育成	① 地域コミュニティの再構築・育成	1	地域コミュニティ組織の再構築
				2	新たな住宅団地等におけるコミュニティ組織のあり方の検討
				3	市内各地域間の交流機会の創出
				4	ボランティア等で来市された方々とのつながりを継続させる取組の検討
		② 集会所等の復旧		1	被災した集会所等の復旧
				2	野村老人憩いの家及び野村高齢者工芸館の除却を含めた対応方針の検討
3 産業・経済における生業	1	農林水産業の再生	③ 農林水産業の再生	1	農地・農業用施設復旧事業の推進
				2	危険ため池における安全対策及びため池の適正な維持管理の推進
				3	農業・畜産業における経営支援事業の推進

(なりわい)の 再建				4	共同集出荷施設等復旧事業の促進
				5	林道復旧事業の推進
				6	林道及び林内作業道の適正な維持管理の推進
				7	水産業施設等の復旧事業の推進
	2	商工業の再生	① 商工業の再生	1	中小企業等の復興事業の推進
				2	グループ補助金等の活用による施設復旧及び経営支援の促進
				3	空き店舗の活用による商店街の再建及び活性化の促進
	3	観光の再生	② 観光の再生	1	乙亥の里復旧事業の推進
				2	宇和米博物館復旧事業の推進
				3	クアテルメ宝泉坊復旧事業の推進
				4	四国西予ジオパークにおけるジオサイトの復旧事業の推進(災害の継承)
				5	来市されたボランティア等との交流の促進(交流人口の拡大)
4 インフラ環 境、まちなみ の整備	1	生活インフラの整備	① 道路網の復旧・整備	1	国道・県道における被災箇所の早期復旧の促進
				2	市道復旧事業の推進
				3	災害に強い道路網の構築（避難路や主要道路の整備）
				4	孤立対策としてのヘリコプター離着陸場の確保・整備の推進
				5	消防車両等の円滑な進入が可能となる道路改良等の推進
			② ライフラインの復旧・整備	1	水道・下水道施設復旧事業の推進
				2	耐震性の向上等、災害に強い水道・下水道施設整備の強化
				3	災害時における水道水の応急給水体制の強化
				4	災害時における既存の井戸を利用した生活用水の確保体制の構築
				5	災害時における応急復旧体制の強化
				6	電気、固定・携帯電話における耐災害性の促進
				7	ラジオの難聴地域解消に向けた取組みの促進
			③ 公共施設網の復旧・整備	1	公共交通のあり方の検討
				2	災害時における海岸部の孤立対策としての船舶利用のルール化の検討
	2	まちなみの整備	① まちなみの整備	1	西予市都市計画マスタープランや立地適正化計画等のまちづくり関連計画の見直し
			② 野村地区の再整備	1	住宅移転跡地の活用についての検討
				2	市街地整備事業の検討
				3	住民と行政、大学等の協働でのワークショップの開催によるまちの将来像の検討
5	1	教育施設等の再建	① 学校、児童福祉施設等の復旧・整備	1	せいよ東学校給食センター（整備中）の再整備の推進

子育てや教育 環境の再建				2	明浜中学校の復旧事業の推進		
				3	野村保育所の解体		
				4	野村保育所(仮設)の運営		
				5	新野村保育所整備事業の推進		
				6	避難指示発令期間における明間保育園の代替施設での運営(平成 30 年度)		
				7	避難指示解除後における明間保育園再開の検討		
				8	明浜中学校校舎内学童保育室の復旧事業の推進		
				②	子供たちへの支援	1	り災証明の程度に応じた保育所、幼稚園保育料の減免
				2	被災児童・生徒への就学支援		
				3	児童・生徒等のこころのケア		
				③	社会体育施設等の復旧・整備	1	乙亥会館の社会体育施設としての機能の充実を含めた復旧事業の推進
				2	大和田地区体育館の復旧事業の推進		
				3	野村体育館の解体		
		2	防災教育の推進		4	貝吹公民館(大和田センター)の移転・復旧事業の推進	
					5	明間公民館の代替施設での運営及び避難指示解除後の再開	
	①				学校における防災教育の充実	1	学校における防災教育の充実
	2				災害に強い人づくりの推進		
	②				社会教育における防災意識高揚と災害対応力の向上	1	社会教育における防災教育の推進
	2			災害に強い人づくり・組織づくりの推進			
	3			防災士の育成			
	4			防災における男女共同参画の推進			
	5			女性の防災リーダーの育成			
	①			災害の記録と記憶の伝承	1	災害の記録の作成	
				2	乙亥会館への災害に関する展示室の整備など災害の記録と記憶を伝える取組の推進		
		②		ソフト事業の推進	1	復興ツーリズムの創出	
		2		復興まちづくりシンポジウム等の開催			

1 安心で安全なまちの再建

1-1 治水・治山対策等の推進

発災後に実施した、平成 30 年 7 月豪雨の際の「避難行動アンケート調査」では、これからの地域の振興・まちづくりにおいて最も重視する項目として、「災害からの安全性」が突出して高くなっていました。また、平成 31 年 2 月に実施した「西予市復興まちづくり計画に関する市民意向調査」では「安全で安心なまちづくりのため重視すべき施策」として「南海トラフ地震に対する総合的な対策」が多く、次に「災害時における情報伝達の確保・整備」や「野村ダムの洪水調節機能の強化」があげられていました。これらに対して、復興に向けた対応方針として、「安全である」ということは、まちづくりの根幹であるとの認識のもと、関係機関と連携を図りながら、被災した箇所の復旧事業を進め、市民の日常生活を早期に取り戻す取組みを行ってきました。また、あらゆる災害から市民の生命と財産を守ることを目指し、災害の発生抑制に資す治水・治山対策等の推進を図ってきました。

①野村ダム洪水調節機能の向上・下流部の河川改修

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	野村ダム操作規則見直しの促進	野村ダム放流規則の見直しの促進を図るために関係機関と協議を行う	「野村ダム・鹿野川ダムの操作に係る情報提供等に関する検証の場」に市長以下関係職員が参画して、安全に流下させる操作規則の見直しを促進し、令和元年 6 月 6 日に操作規則が変更された。 ※一定量後一定開放方式から、一定率一定量調節方式に変更
2	野村ダムにおける洪水調節機能向上の促進	野村ダム洪水調節機能の向上促進を図るために関係機関と協議を行う。	「野村ダム・鹿野川ダムの操作に係る情報提供等に関する検証に場」等各会議で要望した、洪水調節機能向上に向けて、事前放流の容量確保や野村ダム堰堤改良事業が実現した。また、利水の観点から関係者等協議して治水協定を結び、新たに事前放流の容量 160 万 m ³ を確保することができた。
3	野村ダム下流河川の流下能力向上の促進	平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う河川の堆積土砂撤去について、愛媛県と協議をし速やかな流下能力の向上を図る	堆積土砂撤去の住民要望を、4 者（四国地方整備局、愛媛県、愛媛大学、市）で協議を重ね（6 回）、流下能力向上につながる堆積土砂の撤去が実施された。
4	肱川水系河川整備計画の見直しと計画に基づく河川改修の促進	肱川水系河川整備計画の見直しと河川改修の促進を図るために、愛媛県や野村地区河川整備促進協議会と協議を行う	肱川水系河川整備計画の変更が住民意向に基づいた見直しになるように、愛媛県と野村地区河川整備促進協議会が意見交換を重ね、計画の変更に繋げることができた。また、河川改修の用地取得においても地権者との調整を図り、スムーズに河川改修が進むよう、関係機関と協議を進めた。 ※肱川水系河川整備計画（変更） ：令和 4 年 6 月 22 日

②中小河川対策

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	被災した愛媛県管理河川等の復旧及び治水機能強化の促進	被災した愛媛県管理河川の復旧状況を確認し治水機能の強化を促進する	愛媛県が管理する河川の復旧工事について、進捗状況を確認し必要な情報収集を行った。 ※復旧工事件数：193 件 ※復旧工事完成件数：193 件
2	被災した市管理河川等の復旧及び治水機能強化の推進	被災した市管理河川の復旧を推進し治水機能の強化を図る	市民の暮らしに密接な河川の復旧に計画的に取り組んできた。 ※河川の被災箇所数：24 件 ※復旧工事完成件数：24 件

③土砂災害対策

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	治山事業の促進	治山事業の進捗状況を確認し工期までの完成を促す	事業の工法や工事のスケジュール等について、地元と南予地方局八幡浜支局の協議や説明会に出席して、治山工事への理解を図りながら事業を促進することができた。 ※住民説明会同行回数：21 回 ※対象事業件数：26 件（施設災害含む） ※工事完了件数：25 件 （残り 1 件：令和 7 年度末完了予定）
2	砂防事業の促進	砂防事業の進捗状況を確認し工期までの完了を促す	事業の工法や工事のスケジュール等について、地元と南予地方局八幡浜支局の協議や説明会に出席して、砂防工事への理解を図りながら、事業を促進することができた。 ※住民説明会同行回数：5 回 ※対象事業件数：2 件 ※工事完了件数：2 件
3	がけ崩れ防災対策事業の推進	土砂災害警戒区域の指定を踏まえ、住民への危険個所の周知を図ると共にがけ崩れ防災対策事業を実施して土砂災害対策を推進する	緊急性の高い土砂災害警戒区域に関して、毎年、申請のあった事業個所について確実に工事を行うことで、一定の安全性を確保することができた。 ※要望事業箇所数：15 箇所 ※内事業実施箇所数：15 箇所

④災害に強い森林づくり

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
4	災害に強い森林づくり	災害に強い森林の形成を図る	森林のもつ多面的機能が低下し、木材と

	くりの推進	ために、林業振興施策を活用して適切な森林管理を促す	しても採算が取れなくなっている森林に対して、森林経営管理法に基づく意向調査を行い、市管理事業として環境整備をしていくことで、災害に強い森林づくりを推進してきた。令和3年度に意向調査の全体計画を策定し、令和3年度から10年間で順次環境整備として切捨て間伐施業を行っていく。
5	里山の適正管理の推進	災害に強い森林の形成を図るために林業振興施策を活用して適切な森林管理を促す	森林整備の効率的な実施のため、森林経営計画の策定を推進して、各林業事業体が計画に基づき、間伐などの整備を実施した。また、令和3年度に市内森林のゾーニングを実施して、適地適正な森林整備を実施していく体制の構築を行った。

⑤復旧事業の推進における配慮事項

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	公共工事における自然環境等への配慮	生態系や自然環境等の保全に配慮して公共事業を進めて行く	復旧事業のハード整備に関しては、可能な限り木造又は木質化を図るよう設計や仕様に配慮して整備を進めた。今後も「公共建築物における木材の利用の促進に関する指針」に基づき、引き続き木造施設(木質化を含む)の整備を進めて行く。 ※木質化に配慮した施設数：22棟
2	計画的な復旧事業の推進	国や愛媛県との連携強化を図り、財源の確保に取組みながら復興対策本部会議で優先順位を確認するなど計画的に事業を推進する	平成30年8月から復興対策本部会議を基本的に月1回開催し、情報共有と事業の方向性、進捗を確認することで、計画的な復旧を進めることができた。 ※復興対策本部会議開催回数：39回
3	恒久的な残土処理場(土捨て場)の確保	早期の災害復旧を進めるには残土処理場が重要であり恒久的な確保に努める	野村町阿下地区に地元の協力を得て、令和2年12月に、阿下建設残土処理場を整備すると共に、西予市建設残土処理場管理条例を制定し、復旧工事等に係る残土の受入れを開始した。残土処理場が完成したことで、工事の進捗がスムーズとなった。
4	ソフト対策の啓発	ハード整備ですべての災害に対応することは困難。ソフト事業の重要性を周知する	肱川水系河川整備計画も野村ダム放流基準見直しも、平成30年7月豪雨と同規模の豪雨を安全に流下させることを目標に計画されているが、計画以上の豪雨も否定はできない。ハード整備の限界と、それ以上はソフト対策という考え方で、防災

			に関する出前講座を令和元年度から行い、ソフト対策の重要性の周知に努めた。 ※防災に関する出前講座数：56回 ※講座参加者数：1,835人
--	--	--	---

⑥南海トラフ地震への備え

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	南海トラフ地震対策の推進	南海トラフ大地震が高い確率で近く発生する可能性に対して総合的対策を推進する	大規模災害を経験した自治体として、事前準備の必要性を深く認識しており、令和3年度に事前復興計画の作成に着手し、庁内各課及び関係機関等と事前復興に関する協議や職員研修を実施して、令和5年3月に西予市事前復興計画を策定することができた。 計画策定後は、本計画に基づき、3地区で事前復興まちづくりワークショップを実施した他、南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画の作成による避難路・避難施設の整備、防災・事前復興教育の推進、職員研修等を実施している。
2	南海トラフ地震事前復興共同研究の推進	官学連携実践型の共同研究により事前復興計画策定指針を作成する	南予5市町及び愛媛大学・東京大学・愛媛県の共同研究により、令和3年3月末に南海トラフ地震事前復興推進指針が策定された。当市では、明浜町をモデル地区に東京大学復興デザイン研究体を中心とした学生が3年間活動を実践し、地震被害想定により事前復興ワークショップや避難訓練等に取り組んだ。

1-2 確実な避難に向けた対策の推進

発災後に実施した、平成30年7月豪雨の際の「避難行動アンケート調査」では、これからの地域の復興・まちづくりにおいて重視する項目としては、「災害時の情報伝達」や「災害からの安全性」があげられており、様々なハード整備とソフト施策の推進により、市民一人ひとりの安全度を高める取組が重要となってくることから、復興に向けた対応方針として、より効果的な情報発信や市民の避難行動を強く促すための取組みを行ってきました。

また、市民の確実な避難を促すために、より安全な避難路・避難場所・避難所の確保や避難所運営の充実を図ってきました。

①情報伝達体制の強化

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	防災情報発信方法	避難誘導時や緊急時に関して	7月豪雨時、避難誘導の放送内容が切迫感

	の見直し	市民へ伝達する情報発信の手段・方法の見直しを図る	や緊急性が伝わらないという声があったことから、豪雨後、防災行政無線の緊急放送内容の見直しを行った。避難指示では市長自ら呼びかけを行うほか、防災サイレン吹鳴を最大音量(強制)で実施するなどの改善を行った。
2	野村ダムの情報提供等の強化	緊急時の情報収集及び伝達の見直し	平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害対応の振り返りを行い、肱川ダム統合管理事務所との、ホットラインやリエゾン派遣のタイミングについて見直しを行うことができた。又令和 3 年度から警報発令時等のホットラインを見直すなど、情報共有をはじめとした連携強化を進めた。
3	ダム放流情報を考慮した避難情報発令基準の見直し	野村ダム放流情報を考慮した避難情報発令基準の見直し	平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害対応の振り返りを行い、野村ダムからの放流量と避難情報発令の基準を新たに設定することができた。 ①異常洪水時防災操作に関する事前通知(開始の 3 時間前) ②ダムからの流下量で 500 m ³ /s に達し、さらに増加しているとき ③荒瀬水位観測所で 5.0m に達し、さらに増加しているとき のいずれかに該当したときに「避難指示」を発令するよう見直しを行った。
4	地域情報ネットワーク構築の推進	地域情報ネットワーク(防災行政無線デジタル化)を構築するため検討を行う	平成 25 年度から防災行政無線のデジタル化に着手して計画的に事業を進め、令和 3 年度に事業が完了し市内統一した運用ができるようになった。これにより全国瞬時警報システム(Jアラート)との連動が可能となり、緊急地震速報や国民保護情報などの緊急放送が発信された際にも、連動して情報発信ができる環境を整えることができた。
5	多様な情報伝達手段の検討と導入	災害時や避難誘導時に情報が伝わりやすくなるよう多様な情報伝達手段の検討を行う	平成 30 年度に、各小中学校の校内放送と J アラートの連携による情報伝達経路の多重化を行ったほか、令和 2 年度には、気象観測・情報提供サービス「POTEKA」の導入による情報収集体制の強化を図った。さらに防災行政無線配信アプリ「コスモキャスト」の導入による情報伝達手段の多重化を行った。又、令和 3 年 4 月から令和 9 年 1 月末の期間で、Q-ANPI システム(衛星

			安否確認サービス) 端末の無償貸与を受けて、避難者の安否情報を収集する、実証実験に取り組んでいる。
6	防災行政無線の戸別受信機の設置・拡充	防災行政無線のデジタル化に伴い戸別受信機の設置・拡充を図る	戸別受信機の設置啓発のために、市政懇談会にてお知らせしたほか、広報「せいよ」や西予 CATV の行政情報番組など多様な手段を用いて設置を促した。また、大雨などの荒天時には放送が聞こえないといった声もあるため、個別受信機の未設置者に対し避難情報等の重要な情報を確実に受け取るためにも、個別受信機の設置や防災行政配信アプリの啓発を進め、更なる拡充に努めた。 ※戸別受信機設置率：78%

②安全な避難路・避難場所の整備・充実

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	安全な避難路の整備・充実	災害の発生が予測される場合の速やかな避難の条件整備	南海トラフ地震により津波被害が想定される明浜、三瓶において区長要望等を踏まえて、避難路に手すりや防護柵、街路灯(等)の整備を行った。今後も、南海トラフ巨大地震を想定した、緊急避難場所及び避難路の整備に努める。 ※避難路整備実施件数 令和元年度から令和6年度：32件
2	安全な避難場所の整備・充実	災害時に安全に避難できる場所を整備していく	地域や自主防災組織の意見等を踏まえながら、地域の現状や災害リスク等を勘案して、令和2年度に新たに津波緊急避難場所を整備した。今後も、必要に応じて津波緊急避難場所の見直しや新規の整備に努める ※整備箇所：1箇所
3	避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の策定及び支援体制整備の推進	避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難支援体制の整備を推進する	西予市避難行動要支援者の避難支援計画に基づき、情報提供に同意した対象者の名簿を支援者に提供することができた。また、支援計画(個別避難計画)の策定を関係機関の協力を得て進めることができた。さらに、対象者の把握とともに、市内の特定地区を対象に、個別避難計画の策定と支援体制構築のモデル事業を実施して、各地域の状況に応じた取り組みを関係団体と検討し、避難支援体制の構築を

			進めることができた。 (令和6年度末) ※名簿掲載同意確認書送付件数 : 6,417 件 ※内同意回答者数: 1,704 人
--	--	--	--

③安心な避難所運営の強化

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	避難所の安全性の確認	安全性の高い避難所を確保する	避難所の立地的な現状を確認したことにより、災害種別に応じた適切な避難所の開設について、周知することが出来るようになった。避難所及び避難経路等については、防災研修等を通して引き続き、啓発を行っていく。 ※市内指定避難所個所数: 104 箇所 ※危険区域外の避難所数: 29 箇所
2	避難所の運営体制の強化	避難所の開設・運営・管理体制の強化を図る(要配慮者対応、住民や自主防の主体性)	指定避難所となっている地域づくり活動センターの職員等に対して、避難所運営・管理体制等(コロナ等の感染症の対応含む)について研修会を実施した。 ※研修会数 令和3年度: 1 回 令和6年度: 2 回 ※参加者数 令和3年度: 94 人 令和6年度: 113 人
3	避難所の環境整備	要配慮者を含めた避難者に配慮した環境整備を進める	要配慮者、乳幼児世帯等の対応を踏まえた、安全な避難所運営を実施するために必要な間仕切りやエアーベットの配備した。また、福祉避難所の充実について関係課と連携して協議を行った。 ※防災資機材: 2 種類(間仕切、エアーベット) ※充実した避難所数: 125 箇所
4	避難所運営マニュアルの見直し	住民の主体性のある運営マニュアル作成や市民に伝わりやすい概要版を作成する	避難所の運営体制の強化や早期避難の重要性といった、地域防災力の向上を図ることが需要であることから、愛媛県のモデル事業として野村中学校避難所運営マニュアルの策定に取組み、関係団体と協議を重ね、主体性のある西予市立野村中学校避難所運営マニュアルを令和2年12月に作成することができた。 令和6年度には野村町農友地区が主体となり、愛媛大学、市とともにワークショッ

			プを行い、西予市立野村小学校の避難所運営マニュアルを作成した。 ※策定ワークショップの回数：4回
5	避難所運営に関する研修や実地訓練の実施	避難所では男女のニーズの違いや高齢者・子どもといった世代間にも配慮する必要がある研修や訓練の参加を促し、様々なニーズに配慮できるよう努める	避難所運営に係る研修会や、コロナ対策（感染症対応）を踏まえた避難所開設訓練を野村地区で行うことができた。 ※避難所運営研修・訓練回数：10回 ※参加人数：629人 （令和元年度～令和6年度）

④関係機関との連携による取組

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	国土交通省による早期復旧・復興のためのまち・住まいの調査等の結果の活用	国や大学等が実施する各種調査結果を復旧・復興、まちづくりに活かす	発災後、国による直轄の避難行動調査、住宅再建調査、市民意向調査により、被災を受けられた方々の考えを早期に把握することができ、復興まちづくり計画の策定や生活再建支援に活用することができた。 ※各アンケート調査回収数 ・避難行動調査：1,067枚(2,785枚) ・住宅再建調査：256枚(461枚) ・市民意向調査：701枚(2,000枚) （ ）は配布枚数

1-3 市民一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応力の向上

発災後に実施した、平成30年7月豪雨の際の「避難行動アンケート調査」では、当日の避難指示発令を把握した手段として、消防団による伝達が有効であったことが確認できることから、共助の担い手となる組織の育成・強化を進めてきました。

また、ハード整備によっても、すべての災害から人命・財産等を守ることは困難との認識のもと、ハザードマップの改定やタイムライン（防災行動計画）の作成などを通じて、市民一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応力の向上に努めました。

①避難行動・意識の高揚と災害対応力の向上

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	災害種類毎のリスク検証	各種の災害リスクを検証確認し周知することで防災意識の高揚を図る	国や愛媛県と連携して、災害種別（土砂災害、洪水、津波、高潮、ため池、原子力、大規模な火事）ごとのリスクを把握し、ハザードマップ等により市民に周知を行うことで、防災意識の高揚につなげることができた。また、ハザードマップ等については、必要に応じて見直しを行い、周知を図ることとしている。

2	ハザードマップの改定	確実な避難行動につながるようハザードマップの改定を行う	愛媛県は令和元年5月17日付で、肱川水系肱川の野村地区の浸水想定区域を公表した。市では新たに洪水ハザードマップを作成して、野村地区に全戸配布をおこない、確実な避難行動につながるよう周知を行った。
3	避難訓練等の実施 (市が実施主体)	災害から身を守るため自分自身が日頃から防災意識を心がける「自助」の精神を高めるための避難訓練を実施する	自助共助の意識を高めるため、毎年避難訓練を実施した。 令和元年度：三瓶町で、内閣府と共催で地震津波訓練を実施した。(参加人数：2,200人) 令和2年度：野村地区避難訓練(タイムライン検証)、明浜町で地震津波防災訓練を実施。(参加人数合計1,811人) 令和3年度：野村地区避難訓練、高川地区及び三瓶町で地震防災訓練を実施(参加人数合計861人) 令和4年度：野村地区避難訓練(タイムライン検証)、明間地区で防災訓練、宮野浦地区で地震津波防災訓練を実施(参加人数合計1,181人) 令和5年度：野村地区避難訓練(タイムライン検証)、横林地区で防災訓練、垣生地区で地震津波防災訓練を実施(参加人数合計690人) 令和6年度：野村地区避難訓練(タイムライン検証)、土居地区で防災訓練、狩江地区で地震津波防災訓練を実施(参加人数合計740人)
4	自主防災組織の育成・強化	広大な市域に集落が点在する本市においては共助が重要。その担い手となる自主防災組織の育成強化を図る	令和元年度に自主防災組織を育成する補助金制度(自主防災組織活性化支援事業費補助金制度)を新設して、主体性のある組織づくりを推進することができた。また、補助金未活用組織への支援を含め、組織の育成強化に努めた。 ※補助金を活用した組織数 ・令和元年度：45件 ・令和2年度：32件 ・令和3年度：28件 ・令和4年度：29件 ・令和5年度：24件 ・令和6年度：29件
5	市民参画のタイムライン(防災行動計画)の作成	確実な避難行動につながるようタイムライン(防災行動計画)の作成を進める	浸水被害の大きかった野村地区について、確実な避難行動につながるよう、専門家や消防署、消防団及び地区代表者が参加し

			て会議を行い、タイムライン（防災行動計画）を作成することができた。作成後、訓練や実対応を踏まえ、検証と見直しを行うこととしている。 ※市民参加の会議回数：6回
--	--	--	---

②市の防災体制の強化

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	西予市地域防災計画の見直し	発災時の迅速かつ的確な災害対応力の強化に向けて地域防災計画の見直しを図る	令和元年度に防災会議を2回開催し、西予市地域防災計画に関連した計画及びマニュアルの見直しを行い、令和2年4月から運用を開始した。その後も、令和3年、令和5年と必要に応じて改正を行った。
2	職員の防災能力の向上	市職員の防災能力向上のための取り組みを強化する	防災能力向上のため、令和2年2月に管理職を対象とした研修会を開催。令和3年10月には一般職員を対象とした防災基礎研修を実施した。また、新規採用職員研修においては、平成30年7月豪雨災害の講義を行うなど防災意識の向上に努めた。令和元年度から継続して職員研修を実施しており、又、管理職、一般職員、新規採用職員と階層別に取り組めたことも良かった。
3	消防団の機能強化	災害時の消防団の対応を検証し、機能強化の取り組みを進める	7月豪雨時には倒木等の影響による消防団員等の移動の制限や、消防活動への支障があったことから、チェーンソーやトランシーバー及びIP無線を配備することにより、市内全体への適切な指示や統制を図る体制を整えることができた。また、消防団活動は危険を伴うことがあるため、チェーンソー保護衣、耐切創性手袋も配備し、団員の安全確保にも努めた。 ※設備資機材の内容 ・チェーンソー：103台 ・トランシーバー：420台 ・チェーンソー保護衣：103着 ・耐切創性手袋：1751双（全団員） ・デジタルIP無線：127台
4	消防署（常備消防）の機能強化	災害時における被害の軽減及び拡大を防止するための活動体制や消防施設の建て替えなどにより機能強化を	常備消防の機能強化を図るため、老朽化した消防署の建て替えを進め、野村支署は令和5年4月から供用を開始した。消防本部・署についても令和7年4月から新たな

		図る	場所で共用開始することができた。 また、職員数の減少による機能強化や充実を図るため、准救急隊員として一般行政職員の配備も実施している。 さらに、令和7年4月より三瓶町における消防等の業務を、八幡浜地区施設事務組合から西予市へ移管を行い、常備消防の機能強化を行った。
5	119 番受信体制の消防広域連携の検討（共同運用）	消防広域連携により 119 番受診体制や災害時の補完機能を強化する方針を検討	大規模災害時において緊急搬送や相互の協力・連携が図られるよう、近隣自治体と協議を行ってきた。指令センターの共同運用は、財政的なメリットと共に災害情報の一元化や応援体制の強化など多大な効果が見込まれることから、協議を重ねてきたが、スケジュール調整が整わず実現することができなかった。

2 日常の暮らしの再建

2-1 被災者支援

被災された方々が不安に感じていることは、それぞれの立場や状況によって異なることから、被災者一人ひとりの復旧・復興に向けた歩みを着実に進めていくため、多様な被災者支援対策を行ってきました。

また、行政や地域ささえあいセンターなどによる市民との対話を大切に、市民に寄り添った支援を行いました。

①被災者支援対策の推進

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	り災証明の受付・交付	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	り災証明の発行については、激甚災害における被災調査と並行して行う必要があったことから、担当職員のみならず応援自治体職員の協力も得て、滞りなく発行することができた。また、発災後速やかに申請いただくよう周知を図った。 ※申請及び発行件数：1,381件 (令和元年5月31日終了)
2	税金の減免の受付・納付期限の延長	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	被災者の経済的な負担軽減を図るため、り災証明の程度に応じた税金の減免や納付期限の延長を、申請により、り災証明発行世帯に適用した。 ※申請及び決定件数：1,376件 (令和2年2月20日終了)
3	各種証明書の交付手数料の免除	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	被災者の経済的な負担軽減を図るため、各種手続きに必要な住民票や印鑑証明書等の発行手数料について、り災証明発行世帯に免除の適用を行った。 ※申請及び免除件数：2,487件 (令和4年3月31日終了)
4	被災者生活再建支援金の支給（国）	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	住居に被害を受けた被災者からの申請に基づき、り災証明書の被害区分及び住宅再建等区分に応じて、生活再建支援金（基礎支援金・加算支援金）の支給を行った。 ※基礎支援金の支給件数：232件 (令和2年3月31日終了) ※加算支援金の支給件数：139件 (令和4年12月13日終了)
5	被災者生活再建緊急支援金の支給（愛媛県・市）	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	住居に被害を受けた被災者からの申請に基づき、り災証明書の被害区分に応じて、県と市による生活再建緊急支援金（特別支援金）の支給を行った。 ※特別支援金の支給件数：470件

			(令和2年3月31日終了)
6	災害見舞金の支給	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	住居に被害を受けた被災者からの申請に基づき、り災証明書の被害の程度により、災害見舞金の支給を行った。 ※災害見舞金の支給件数：463件 (令和3年3月31日終了)
7	義援金の受付・分配	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	豪雨により被害を受けられた方々に寄せられた義援金について、災害見舞金対象者に、愛媛県及び西予市の災害義援金配分委員会において決定された配分基準により、順次配分を行い、被災者の支援を行った。 ※受付件数：1,464件 ※義援金受付額：927,142,544円 ※義援金配分総額：927,142,544円 (義援金の受付終了：令和4年11月10日)
8	寄付金の受付（ふるさと納税）	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	ふるさと納税の各種ポータルサイトに、7月豪雨災害に対する支援に特化したふるさと納税の枠を設けることにより、全国各地から多くの支援をいただき、復興関連事業等に充てることができた。 ※受付件数：69,468件 うち豪雨災害特化分：5,570件 ※受付総額：1,081,552,895円 うち豪雨災害特化分：86,867,615円 (豪雨災害特化分：令和4年6月30日終了)
9	災害援護資金の貸付・返還	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	7月豪雨災害により、負傷又は住居に被害を受けた世帯からの援護資金の申請に対して、慎重に審査を行い貸付希望に応じ貸付を行うことができた。また、償還についても、借受人への通知等を行い、計画的な償還が行われるよう支援を行った。 ※申請件数：6件 ※貸付件数：6件 (平成30年12月28日終了)
10	被災者タクシー利用補助事業	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	発災後、仮設住宅（つつじ団地）で生活する移動手段を有しない、満70歳以上の高齢者や障がい者世帯に対して、タクシーチケットを利用していただくことで、通院や買い物等日常生活に支障がないように支援することができた。 ※タクシーチケット申請件数：261件 ※利用件数：4,706回

			(令和4年3月31日終了)
11	介護保険料減免及び介護サービス利用料減免	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	被災された、被保険者の被災状況等に応じて、介護保険料や介護サービス利用料を減免することで、経済的負担を軽減することができた。 ※介護保険料減免件数：500件 ※介護サービス利用料減免件数：110件
12	被災届証明書の受付・交付	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	被災者からの申請により、自動車や家財道具等、建物以外が被災したことを証明する証明書の発行について、迅速に対応することができた。 ※申請及び交付件数：214件 (平成31年3月29日終了)
13	国民健康保険被保険者に係る医療費の一部負担金免除	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	被災された、被保険者の被災状況等に応じて、医療費の一部負担金の免除を行うことで、経済的な負担を軽減することができた。 ※申請及び免除件数：321件 (令和元年12月31日終了)
14	後期高齢者医療保険被保険者に係る医療費の一部負担金免除	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	被災された、被保険者の被災状況等に応じて、医療費の一部負担金の免除を行うことで、経済的な負担を軽減することができた。 ※申請及び免除件数：291件 (令和元年12月31日終了)
15	後期高齢者医療保険料の減免	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	被災された、被保険者の被災状況等に応じて、後期高齢者医療保険料を減免することで、経済的な負担を軽減することができた。 ※医療保険料減免件数：278件 (令和2年3月31日終了)
16	水道料金、下水道使用料の減免	被災者の日常を早期に取り戻すため、きめ細やかな支援施策に取り組む	被災者の被災状況等に応じて、水道料金及び下水道使用料金(公共下水道及び農業集落排水処理施設)を免除(減免)することで、経済的な負担を軽減することができた。 ※水道料金免除(減免)件数：460件 ※下水道使用料免除(減免)件数：260件 (平成31年4月30日終了)
17	地域ささえあいセンター運営事業の推進(総合的な相談と関係機関との連携による)	行政や地域ささえあいセンターなどによる市民との対話を大切にし、市民に寄り添った支援に努める	平成30年10月から地域ささえあいセンターを開設して被災者の訪問活動を実施するとともに、行政との連携会議を開催するなどして、情報の共有を図ることで、被

	る適切な支援)		災者へ寄り添い、きめ細やかな支援を行うことができた。令和4年度からは、ささえあいセンターとしての活動はなくなったが、既存の福祉施策の訪問活動において、必要な世帯の見守りを継続して行った。 ※支援実績世帯数：1,689 世帯 ※情報共有会議：38 回 (令和4年3月末閉所)
18	復旧・復興相談窓口の開設	被災者の不安や困りごとを把握するために窓口を設置して早期の解決に向けた取組を行う	発災後の混乱期において、職員への業務の兼務辞令により多くの職員が相談を受ける体制を整えて、被災者支援を全庁的に取組むことができた。 ※開設期間 平成30年7月16日～9月30日 ※延べ相談件数：574 件
19	支援制度の周知	被災者支援対策について、幅広く市民に周知を図ることを目的に、しおりの発行を行う	発災後、被災者に対する支援制度の改正や新たな支援策について、最新の情報を提供できるよう、状況に応じて支援制度を記載したしおりを訂正し、配布をおこない多くの被災者へ制度の周知を図ることができた。 ※支援制度のしおり制作回数：6 回 (第1版～6版) ※印刷部数：延べ10,900 部

②避難指示発令区域の被災者支援

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	避難指示の早期解除	明間、岩木、河西、栗木の避難指示早期解除に向け関係機関と連携を図り各種対策を進める	各避難指示発令区域については、治山事業の進捗状況や仮設防護柵の設置、地滑り工事の完了などにより、一定の安全性の確保ができた状況で災害対策本部会議に諮り、避難指示解除の判断を適宜行った。解除までのプロセスを大事にして、地域住民との合意形成を図りながら解除を行うことができた。 ※避難指示解除時期 ・岡山中組（明間）：令和元年12月4日 ・岩木：令和2年4月3日 ・四道（明間）：令和2年11月27日 ・河西：令和3年1月29日 ・栗木：令和7年1月22日
2	避難指示発令区域内	避難指示発令に伴う避難者	避難者の不安や困りごとを気軽に相談で

	の被災者等への支援	に対する生活支援、困りごと相談などきめ細やかな支援に取り組む	きるよう、ささえあいセンターの相談員により見守りを実施してきた。課題解決のために関係機関へ連絡を取ったり、情報共有会議で支援策を検討するなど支援を行った。避難指示解除後も、被災者が再建完了するまで継続して支援を続けた。 ※避難指示対象世帯・人数（発令当時） 105 世帯、242 人 ※訪問対象世帯数・対象人数 99 世帯、230 人
3	避難指示解除後の支援	避難指示解除後の生活状況において自宅再建がスムーズに図られるよう災害廃棄物の無料受入れを行う	四道（明間）地区の避難者の生活再建がスムーズに進むよう、自宅の災害廃棄物（家財道具等）の処分を希望する世帯へ、宇和清掃センターでの処分費用を無料とするため、無料チケットを配布することで、経済的負担の軽減を図った。 ※対象世帯数：31 世帯 ※利用枚数：18 枚

③こころと体のケア

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	地域ささえあいセンター運営事業の推進 （傾聴や相談、健康促進のための交流、情報交換の場の提供）	長期化する避難生活の中で、心身の健康を維持できるよう、地域における見守りや相談、健康支援を行う	野村仮設住宅（つつじ団地）及び明間仮設住宅内の集会室において、健康に関する傾聴や健康促進の相談会を実施することで、住民同士の交流機会を提供し、地域活動への参加を促し、被災者が健康で孤立しない環境づくりをつくることができた。 令和3年度で西予市地域ささえあいセンターは閉所となったが、西予市社会福祉協議会と連携して継続して支援を行った。 ※取組等回数：192 回 ※参加人数：2,530 人 ※支援件数：13,751 件 ※相談件数：943 件 （令和元年度～令和3年度）
2	こころと体の健康相談の推進	災害時の心的外傷後ストレス障害や長期の避難生活での心のケアに努めるため、愛媛県と連携した取り組みを行う （※こころの保健室）	発災後、愛媛県の事業である「こころの保健室」を実施し、被災者の心の痛みを精神科看護師や精神保健福祉士、保健師等による専門家が相談を受けることにより、被災者に寄り添った精神的、身体的な支援を行うことができた。 「こころの保健室」は発災後から令和元年

			度まで行い、令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため中止したが、必要に応じて市の保健師が対応を行うなど、被災者の支援に努めた。 ※開催回数：100回 ※相談件数：751件 ※令和2年度で事業終了
--	--	--	--

2-2 住まいの確保・再建の支援

発災後に実施した「市民意向調査」では、「日常の暮らしを確保するにあたって重視すること」として、「住まいの確保」や「生活の再建」を多くの方があげられていました。住宅を被災した市民にとっては、復旧・復興において、最も重要となるのが早期の住宅再建になることから、復興に向けた対応方針として、応急仮設住宅の確保・整備を行いました。さらに、住民との合意形成を図りながら、早期の被災住宅の再建の支援に努めるとともに、安心・安全な住宅移転地の確保・整備に取り組みました。また、自力での住宅再建が困難な方のために、災害公営住宅等の整備を行いました。

① 応急仮設住宅の適正な維持管理等

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	建設型応急仮設住宅の整備及び維持管理	岩木、明間、野村に整備した建設型応急仮設住宅の適切な維持管理と安心安全に暮らせる住環境の確保	建設については愛媛県が実施して、市内3箇所に104戸の応急仮設住宅を設置した。維持管理については市が実施して、被災者の生活やコミュニティ等の支援を行い、大きなトラブルもなく、生活再建へつなげることができた。 ※応急仮設住宅設置戸数及び入居者数 ・野村地区：74戸/143人（最大） ・明間地区：26戸/54人（最大） ・岩木地区：4戸/8人（最大） （令和4年7月5日終了）
2	借上型応急仮設住宅（みなし仮設住宅）の確保	みなし仮設住宅での生活を余儀なくされている被災者に適切な情報提供や多様な支援に取り組む	みなし仮設住宅に入居されている被災者に対し、ささえあいセンターと連携して、被災者が再建をして、退去されるまで継続的に支援を行うことができた。 ※みなし仮設住宅戸数：39戸（最大） ※入居者数：93人（最大） （令和5年7月5日終了）
3	市営住宅の提供	発災後、避難所からの住環境確保において市営住宅の提供	7月豪雨災害の被災者に対して、利用可能な市営住宅への入居を案内し、住宅の確保に努めると共に、ささえあいセンターと連携し、継続して支援を行った。 ※入居希望相談件数：33件 ※入居者数：33戸

②住まいの確保・再建

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	住宅復興計画の検討	計画的な住まいの確保に努めるため住宅復興計画の検討	野村地区内の新たな住宅団地の候補地を幅広く、地区内 14 箇所について現地踏査により調査を行った。その中から、被災者の意向等を把握しながら、太田団地と野村消防署近隣の 2 箇所を選定した。 ※現地踏査回数：3 回 ※候補地提案箇所数：14 箇所
2	住宅移転地の確保・整備の推進	安心・安全に暮らせる住宅移転地の確保・整備	被災者が安心して暮らせるよう、買物や通院等の利便性を重視して、野村地区内に 2 箇所（中央団地、太田団地）の住宅団地を整備することができた。また、団地整備に必要な用地の取得についても、地権者の理解を得て早期に取得することができた。 ※用地買収件数：中央団地（25 筆） 太田団地（8 筆） ※災害公営住宅：2 箇所 ※定期借地区画数：13 区画
3	災害公営住宅等の整備の推進	安心・安全に暮らせる災害公営住宅の整備を進める	被災者の意向を確認した上で、太田団地に戸建て型 17 戸、消防野村支署近隣に中央団地として集合型 3 棟 24 戸を整備することができた。当初の予定より少しの遅れはあったが被災者の意向に沿った整備を行うことができた。また、仮設住宅ではペットを飼うことが可能であったことから、飼っていた方々の要望により、中央団地の一部の戸数でペットを飼えるように配慮も行った。 ※太田団地（17 戸） 完成：令和 3 年 1 月 29 日 ※中央団地（24 戸） 完成：令和 3 年 4 月 28 日
4	空き家・空き地を活用した住宅再建の推進	早期の住宅再建に向けた整備を推進（空き家・空き地活用）	被災後、住まいの提供に関して、市内土地開発公社分譲地を購入する費用に補助する制度の「西予市被災者住宅再建支援分譲地購入補助金交付要綱」を策定し、早期の再建を促すことができた。また、被災者が早期の再建のため、空き家を活用して再建に繋がれた方もおられた。 ※分譲地購入補助金利用：1 件 ※空き家を活用した再建：2 件

			※分譲地購入補助：令和2年9月末廃止
5	被災住宅の応急修理の推進	被災者が、早急に自宅再建が図られるよう被災住宅の応急修理を推進する	豪雨災害により、住居が半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレなどの日常生活に必要不可欠な場所の応急修理を行うことで、早期に自宅再建を行うことができた。 ※1世帯支給限度額：584,000円 ※応急修理申請件数：173件 ※工事完了件数：173件 （令和2年1月31日終了）
6	災害廃棄物・土砂の受入の推進	災害後の衛生環境を図るため災害廃棄物・土砂の撤去を推進する	豪雨災害後、家屋等から排出された災害廃棄物を収集・運搬し仮置き場で一時仮置きし、中間処理施設や最終処分場へ搬出・処分を行った。受入れには廃棄物の種類ごとに受入れ場所を別々に確保し、後の搬出や処分に配慮することで、スムーズな災害廃棄物処理の対応をすることができた。 ※受入期間： 平成30年7月～令和元年11月30日 ※受入件数：8,453件 ※令和元年11月末終了
7	被災家屋の公費解体の推進	豪雨災害にて被災した建物について、公費負担にて解体工事を実施するもの。このことにより被災者の経済的負担を減らす	り災証明書で「半壊」以上と判定された家屋（空家、貸家は対象外）及び事業所（一部対象外）を対象に、申請があった被災建物について審査を行い、市で設計、入札、解体工事を実施することで、被災者の経済的負担を減らすことができた。 ※申請件数：143件 ※完了件数：143件 （令和4年1月31日終了）

2-3 地域コミュニティの再構築・育成

発災後、長期にわたる仮設住宅等での生活や住まいの移転等によって、従来のコミュニティや新たなコミュニティなど地域とのつながりに変化が生じてくることから、被災した地域の状況に応じたコミュニティの再構築や育成が重要となりました。また、コミュニティ組織の活動拠点となる集会所等も被害を受けており、早期の復旧工事が求められました。これらに対し、復興に向けた対応方針として、市民一人ひとりが安心して生活をおくることができるよう、さらなるコミュニティの育成に努めました。

①地域コミュニティの再構築・育成

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
----	------	-------	---------

1	地域コミュニティ組織の再構築	応急仮設住宅のコミュニティの継続・育成に向け、住民の自発的な活動支援を行う	仮設住宅で生活していく上では、住民相互の協力や助け合いが重要になることから、仮設住宅（つつじ団地）の自治組織の設立を支援すると共に、三島町に残る世帯の自治会組織についても継続して支援を行った。 応急仮設住宅（つつじ団地）の自治会は、被災者全員が退去したことにより、自治会としては解散となった。 ※つつじ団地自治会設立日 ：平成30年12月27日 ※つつじ団地自治会解散日 ：令和2年12月20日
2	新たな住宅団地等におけるコミュニティ組織のあり方の検討	従前のコミュニティにも配慮した新たな住宅団地等におけるコミュニティの育成	被災者のために野村地区に新しく整備された住宅団地（中央団地）の自治会組織の立上げに際して、脱退する自治会、仮設住宅（つつじ団地）との調整を行った。新しい自治組織として活動内容など、行政との関わりなど役員を中心に協議を行い、自立した自治会活動ができるようになった。 ※新自治会設立日：令和4年1月1日
3	市内各地域間の交流機会の創出	災害後、最初に機能するのは自助共助であるため、地域住民の主体性や地域間交流を推進していく必要がある	地区内の交流の活動拠点となる公民館の改革について、住民組織への周知と協議を重ねて令和5年4月から地域づくり活動センターへ移行することができた。各センターでは、地域づくり交付金を活用して、地域内の交流や関係人口の構築を図ることで、地域と行政の協働による地域づくりを進めることができた。
4	ボランティア等で来市された方々とのつながりを継続させる取組の検討	市外からボランティア等で来市された方々とのつながりを継続させる取組の検討	豪雨災害から当市の復旧・復興に尽力いただいたボランティア団体の一般社団法人オープンジャパンからの要請により、令和元年台風19号により甚大な被害を受けた、福島県本宮市、宮城県丸森町へ職員を派遣し、災害で学んだノウハウを次の被災地へつなげることができた。令和2年7月豪雨では、当市の災害において対口支援でお世話になった熊本市より要請があり、人吉市へ職員を派遣し避難所運営等の支援を行った。さらに、令和6年1月の能登半島地震では愛媛県の要請により、石川県珠洲市へ職員を派遣し避難所

			運営等の支援を行った。 ※派遣市町及び派遣職員数 ・福島県本宮市：7名 ・宮城県丸森町：6名 ・熊本県人吉市：15名 ・石川県珠洲市：8名 七尾市：2名 - 輪島市：14名 志賀町：2名
--	--	--	---

②集会所の復旧

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	被災した集会所等の復旧	コミュニティの維持・再編等の動向を踏まえ対応方針を検討する	豪雨災害により被災した、野村町の新町、平治、宇和町の板ヶ谷地区の集会所について、地域のコミュニティ活動ができるように集会所整備事業で予算を確保し、早期に対応することができた。しかし、野村町の三島集会所は浸水被害により自治会の住民の減少により、集会所の維持管理が困難との理由により集会所解体の要望書が提出されたことから、市から解体費用について自治会へ助成を行い、自治会で解体工事を行った。
2	野村老人憩の家及び野村高齢者工芸館の除却を含めた対応方針の検討	コミュニティの維持・再編等の動向を踏まえ対応方針を検討する	豪雨災害により被災した両施設について、地域要望等住民の意見を聞きながら協議を行ったが、老人憩の家については他の施設での利用が可能ということで解体することとなった。なお、工芸館については地域のイベント時の備品倉庫として利用できることから、改修を行い使用することとなった。 ※方針決定日：令和2年1月16日

3 産業・経済における生業（なりわい）の再建

3-1 農林水産業の再生

復興に向けた「市民意向調査」では、「産業・経済を再建するにあたって重視すること」として、「農業用地や農業施設の復旧支援」が多く上がっていました。このことから、本市において農業が重要であるとの認識のもと、復興に向けた対応方針として、生活の再建には働く場所の再建が重要となることから、市の基幹産業の一つである農林水産業の再建に向け、被災した農地や農林水産業施設の早期復旧や、農林漁業者の経営支援に努めました。

①農林水産業の再生

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	農地・農業用施設復旧事業の推進	田・畑・樹園地・農道・水路・頭首工等の農地・農業用施設について個々の農業者との調整を図り早期復旧に取り組む	7月豪雨では、市内全域で農地、農業用施設が災害に見舞われたが、順次復旧に取り組むことができた。令和3年度中に全ての発注を行ったが、各工事業者の受注件数が多く、工事の着手までに時間を要したため、工事の遅れが見られたが、令和4年度末までに全て完了し復旧することができた。 ※復旧対象農地：124件 ※復旧対象施設：155件
2	危険ため池における安全対策及びため池の適正な維持管理の推進	防災重点農業用ため池及びその他農業用ため池の安全対策や適正な維持管理に取り組む	防災重点農業用ため池の浸水想定区域及び周辺住民に対して、危険なため池の存在について、ため池ハザードマップ等で周知を図りながらため池の適正な維持管路を行った。なお、ため池ハザードマップの作成については、令和4年度において全て作成することができた。 ※ハザードマップ 作製必要箇所：183箇所 ※作成箇所：183箇所
3	農業・畜産業における経営支援事業の推進	被災状況や営農状況に応じたきめ細やかな対策に取り組む	豪雨により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の修繕・取得及び撤去に関して、被災農業者向け、経営体育成支援事業を活用することで、施設の復旧を図り、営農を再開することで経営を安定させることができた。 ※申請及び完了件数：350件 （1名は複数年度申請） ※令和2年度で事業完了
4	共同集出荷施設等復旧事業の促進	農林水産施設の早期復旧に努める	豪雨により浸水被害を受けた、野村町荷刺の東宇和農業協同組合の野菜集出荷場について、愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を活用して、早期に現状復旧することができた。 ※復旧年月日：令和元年11月14日

5	林道復旧事業の推進	災害発生抑制を図るため、林業振興を通じた適切な森林管理を推進する	被災を受けた市内の林道について、国庫補助事業及び市単独事業により早期に復旧工事を行い、全て完了することができた。 ※災害対象事業件数及び完了件数：67 件 (国補 60 件、市単独 7 件)
6	林道及び林内作業道の適正な維持管理の推進	災害発生抑制を図るため、林業振興を通じた適切な森林管理を推進する	被災を受けた山林の適正な管理を促すことで、災害発生抑制を図ったり、木材の搬出作業に係る林道及び作業道の維持管理を進めることで、多面的機能の維持に繋げることができた。 ※林道・作業道申請件数：33 件 ※事業完了件数：33 件
7	水産業施設等の復旧事業の推進	農林水産施設の早期復旧に努める	豪雨や土石流により、湾内に真水が大量に流れ込み赤潮が発生し、多くの養殖業者に被害をもたらした。豪雨による間接的な被害に対して、市が新たに策定した「西予市水産系環境汚染物処理事業補助金」の活用により、水産業関係者の経済的負担を軽減することができた。 ※補助金対象件数：2 件 ・八幡浜業協同組合 ・愛媛県漁業協同組合明浜支所 (旧明浜漁業協同組合)

3-2 商工業の再生

豪雨災害により、市内では多くの事務所や店舗等が被災し、当市の商工業は大きな影響を受けました。

市の産業経済の回復、さらには活力を維持するため、被災した事業者の再建意向を踏まえ、被災した店舗や工場等に対して、事業再開に向けた様々な支援や再開後の経営支援を行いました。

①商工業の再生

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	中小企業等の復興事業の推進	事業者の再建意向を踏まえ、再開に向けた支援及び再開後の経営支援に取り組めます	被災した中小企業者等の事業に係る施設等や被災した事業用資産について、市独自の「西予市中小企業者等復興補助金」を活用して、中小企業の自立再建や再開後の経営を支援することができた。 ※申請件数：107 件 ※補助金支給総額：103,434 千円 ※平成 30 年度～令和 3 年度（事業終了）
2	グループ補助金等の活用による施設復旧及び経営支援の促進	事業者の再建意向を踏まえ、再開に向けた支援及び再開後の経営支援に取り組めます	発災後、再建に向けた相談窓口を野村林業センター 3 階に設置し、愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の対象となる

		組みます	ものについて、西予市商工会と協働により、相談業務や補助金申請手続きのサポートを行った。 ※補助事業者数：80 者 (令和 3 年度末サポート終了)
3	空き店舗の活用による商店街の再建及び活性化の促進	空き店舗等の活用により、被災商店街の再建及び経営支援の促進を図る	平成 30 年 7 月豪雨の前からある、商店街空洞化対策補助金（西予市店舗リニューアル補助金）を被災した商店のリニューアル（修繕）に本事業を活用することで、早期の再建及び活性化に取り組んだ。 ※申請件数：52 件 ※補助金支給総額：19,180 千円 (平成 30 年度～令和 3 年度)

3-3 観光の再生

豪雨により、当市を代表する観光・交流施設である「乙亥の里」や「四国西予ジオパーク」を構成するジオサイトなどの自然資源をはじめ、様々な観光・交流施設が被災を受けました。これらの資源を生かした観光や交流が地域経済に与える影響が大きかったことから、早期復旧に取り組むとともに、観光・交流機能の強化を図り、ハード、ソフトの両面から観光振興施策に取り組みました。

①観光の再生

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	乙亥の里復旧事業の推進	観光・交流施設である「乙亥の里」の早期復旧に取り組む	豪雨災害後、復興のシンボルと位置付けられた乙亥会館周辺のインキュベーター施設（商業施設）について、早期の復旧工事が計画通り進み、平成 30 年度内に各店舗が営業再開を行うことができた。
2	宇和米博物館復旧事業の推進	観光・交流施設である「米博物館」の早期復旧に取り組む	豪雨により、宇和町を代表する観光施設の一つである宇和米博物館への進入路の擁壁が崩壊した。被災後、早期に復旧工事を行い、平成 31 年 3 月 27 日に事業を完了することができた。
3	クアテルメ宝泉坊復旧事業の推進	観光・交流施設である「クアテルメ宝泉坊」の早期復旧に取り組む	豪雨により、地下にあったボイラー設備や電気設備等が浸水した温浴施設「クアテルメ宝泉坊」は、地元や近隣市町から多くの利用客が訪れる施設であったことから、早期に復旧が求められた。災害の影響による利用客離れや敷地内にあるプールの運営維持費の増加が懸念され休止の方針もあったが、施設等の早期の復興と運営委託業者の企業の経営努力により、早期に再開することができた。 ※再開年月日：平成 31 年 4 月 27 日

4	四国西予ジオパークにおけるジオサイトの復旧事業の推進（災害の継承）	災害の教訓となる生きた題材として活用していたため、景観回復を含めた復旧に取り組む	豪雨により、ジオサイトの被害が市内5箇所であり、早期の復旧作業により4箇所について復旧することができた。残り1箇所（桂川溪谷）については、災害の教訓となる被害状況を残して、生きた教材として地質・地形を学ぶことも大切な視点であると考えて、復旧については地域や関係者と協議を進めて行く。
5	来市されたボランティア等との交流の促進（交流人口の拡大）	復旧復興を通して来市されたボランティア等の方々との交流機会を創出し、交流人口の拡大による地域活性化を図る	災害をピンチをチャンスに変えるという視点の中で、復旧・復興を通して来市された多くのボランティア等の方々との交流機会を創出し、交流人口の拡大による地域活性化につなげるため、交流イベントを開催する計画だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市内の方を対象としたコンサートに規模を縮小し実施したため、ボランティア等との交流はできなかった。

4 インフラ整備・まちなみの整備

4-1 インフラ整備、まちなみの整備

復興に向けた「市民意向調査」では、「まちなみを整備するにあたって重視すること」として、「災害に強い交通網の形成（道路の再整備）」や「身近な道路の復旧・改善」、「道路の早期復旧」と道路に関することが多く上がっていたことから、復興に向けた対応方針として、生活道路である市道の被災箇所の早期復旧を図ることはもとより、国道、県道の被災箇所の早期復旧を目指しました。

また、災害時においても安心して通行できる主要道路や避難路の整備を進めてきました。さらに、被災した水道等のライフラインの早期復旧に努めるとともに、耐震化などの防災対策に取り組んできました。

①道路網の復旧・整備

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	国道・県道における被災箇所の早期復旧の促進	国道・県道における被災箇所の早期復旧の促進を図る	主要地方道（県道）や国道は主要な幹線道路であり、市民生活や暮らしに大きく影響する道路網である。そのため被災による通行止めや工事期間など必要な情報を、ホームページや広報誌、西予市復興まちづくりかわら版等により情報の提供を行った。市内の国道・県道の6箇所が被災を受け、4箇所は早期に復旧することができたが、県道宇和三間線（下川地区）は令和4年2月18日、県道宇和野村線（栗木地区）は令和5年7月31日に復旧工事を完了し、長期にわたり、通行に支障をきたした。
2	市道復旧事業の推進	生活道路である市道における被災箇所の早期復旧を図る	市民の暮らしに密接な市道の復旧について、建設業者の手持ち工事が多い状況であったが、発注方法等計画的に実施することにより早期に復旧することができた。 ※復旧事業対象件数：90件 ※事業完了件数：90件
3	災害に強い道路網の構築（避難路や主要道路の整備）	災害に強い道路網の形成や市民生活の利便性向上等に寄与する道路整備に取り組む	市道等の被災を受けて、災害に強い避難路の整備や防災公園建設について、都市防災事業として事業化することができた。その内、市道法正運動公園線を避難路として早期に整備完了することができた。また、緑地整備として肱川河川沿い復興公園（どすこいパーク）の「自然と憩いの広場エリア」として、整備を完了することができた。今後も避難路4路線（市道平岩線、下高野子線、石久保線（橋梁含む）、二及10号線）の整備を進めて行く。 ※都市防災事業：避難路（5路線） ：緑地広場（1箇所）

			※整備完了：避難路（1路線） ：緑地広場（1箇所）
4	孤立対策としてのヘリコプター緊急時離着陸場の確保・整備の推進	道路が寸断し孤立する集落が発生する懸念があることから、ヘリコプターの緊急時離着陸場の整備推進を図る	豪雨災害により、課題となった孤立対策として、令和2年度に大野ヶ原地区にヘリポートを整備することができた。また、浸水被害が大きかった野村地区の肱川沿いにおいて、肱川河川沿い復興公園（どすこいパーク）の「自然と憩いのエリア」の「防災広場」に、ヘリポートを令和6年3月に整備することができた。 ※設置検討箇所数：2箇所 ※整備完了箇所数：2箇所
5	消防車両等の円滑な進入が可能となる道路改良等の推進	消防車両が円滑に進入可能となる道路改良を推進	災害時に消防車両等が、被災箇所までスムーズに行くことができ、活動ができるよう順次都市防災事業（避難路）として道路改良に取り組んでいる。また、西予市防災計画の見直しに併せて、避難路として具体的に路線を選定し整備を行った。 ※道路改良事業計画数：5路線 ※事業完了件数：1路線

②ライフラインの復旧・整備

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	水道・下水道施設復旧事業の推進	浄水場の早期復旧を図るとともに、水道・下水道施設の防災性の向上に取り組む	豪雨により、暮らしに欠かせない水道施設について、上松葉浄水場、下川浄水場及び野村浄水場が甚大な被害を受けたほか、各地の簡易水道施設にも被害が及んだが、早期に仮復旧等により水道水を供給することができた。上松葉浄水場は令和元年7月に、野村浄水場は令和元年9月に、復旧工事を完了させることができた。
2	耐震性の向上等、災害に強い水道・下水道施設整備の強化	地震への備えとして、主要な水道施設や管路の耐震化等に取り組む	基幹管路の耐震化にあわせて、浄水場施設及び配水池の耐震化を図る必要があるが、現状、耐震化率について全国平均より大幅に低い数値となっている。令和3年3月に策定した西予市上水道事業経営戦略において、令和4年度から令和11年度にかけて基幹管路を耐震化するため、基幹管路の重要度や老朽度、二次災害の危険性等を踏まえて、計画的に更新することを掲げている。
3	災害時における水道水の応急給水体制の	災害時における水道水の応急給水体制の強化を図	豪雨災害では、長期間の断水を経験したことから、今後の災害時などの断水に対応するた

	強化	る	め、令和3年3月に給水車を明石浄水場に一台配備することができた。最大容量 1500 リットルの水を積載することができ、災害時等における水道水の応急給水体制の強化を図ることができた。
4	災害時における既存の井戸を活用した生活用水の確保体制の構築	従来の井戸を活用した生活用水の確保体制の構築に取り組む	平成 30 年 7 月豪雨による水道施設の被災をはじめ、平成 29 年度の寒波による水道管等の凍結や破損、さらに令和元年 11 月の渇水の影響により、長期にわたり安定した給水量の確保が困難な状況に陥った。このことにより、既存の水源を活用した生活用水の確保体制の構築を図るため、2 箇所の水源を活用（改修）することで、安定した水量を確保することができた。 ※改修した水源：新城水源 ：永長第 1 水源
5	災害時における応急復旧体制の強化	災害時に早急に対応できる体制を検討する	豪雨災害により、被災した簡易水道施設の復旧工事費用に対して、一般会計からの繰出し基準を 1/3 から 70%に見直し、地元負担金を軽減することで、迅速に施設を復旧することができた。また、今後の簡易水道の維持管理に関して、人口減少や高齢化により、運営が難しくなることが予測されることから、組合の負担を軽減するため、修繕に係る繰出基準を令和3年度から、1/3 から 45%に見直しを行った。 ※被災した簡易水道施設数：87 施設
6	電気、固定・携帯電話における耐災害性の促進	電気、電話の寸断が生じないように関係機関との連携を図りながら耐災害性の強化に取り組む	平成 30 年豪雨時、四国電力の野村変電所が浸水被害を受け、長時間停電が続いたことから、四国電力の独自の取り組みとして、大野ヶ原における高圧線の新設と三相化工事が令和 3 年 1 月 28 日に完了した。また、令和 3 年度に NTT ドコモと災害発生時における施設の使用に関する協定の締結を行った。
7	ラジオの難聴地域解消に向けた取組みの促進	情報孤立の防止に向け、ラジオ難聴地域解消に取り組む	豪雨災害後、令和元年度から各避難所周辺の調査を実施して、難聴地域の箇所を把握に努めた。ただ、課題解決には行政だけで対応できる問題だけではなく、NHK等関係機関への要望や協議を継続して行っている。また、情報網の多様化を図るため、災害時に必要な情報をキャッチする機能（ラジオアプリ等）の周知を行った。 ※難聴地域確認調査箇所：113 箇所

③公共交通網の復旧・整備

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	公共交通のあり方の検討	市民の移動手段の確保に向けた公共交通の在り方を検討する	過疎地における路線バスの減便と公共交通の需要の実態、民間路線バスと公共交通の調整などについて各地域でヒアリングを実施して住民意向を確認した。そのヒアリング内容を地域公共交通活性化協議会において協議を行い、災害時の移動手段の在り方として公共交通の見直しを行った。 ※見直した路線箇所数：3路線 ・城川地区生活交通バス（停留所追加4箇所） ・田之浜～下泊線（乗継時刻調整） ・仁土線（停留所追加1箇所）
2	災害時における海岸部の孤立対策としての船舶利用のルール化の検討	海岸部の孤立対策として船舶利用が行われたことを踏まえ船舶利用のルール化を図る	明浜町と三瓶町を結ぶ国道378号線は、これまでもたびたび土砂崩壊により通行止めが発生しており、平成30年7月豪雨においても道路裏山の土砂崩壊により通行止めが発生した。集落が孤立したため住民自らが船舶を使用して避難したことから、災害時に沿岸部の孤立化を防ぐため、地元漁協などと船舶利用の協定を締結した。 ※協定件数：2件 （あさ屋、明浜漁業協同組合） ※締結年月日：令和元年6月3日

4-2 まちなみの整備

当市では、これまでもまちづくりの方針として、西予市都市計画マスタープランや立地適正化計画の見直しや策定を行ってきた。しかし、今回の災害を踏まえ、より安心・安全なまちの実現に向けた方針とすることが求められたことから、より安心・安全なまちの実現を目指して、西予市都市計画マスタープラン等のまちづくり関連計画の見直しを行いました。

さらに、野村地区においては、市民の意向等を踏まえながら、速やかな住まいの確保・再建と長期的なまちづくりの観点との整合性を図りながら、まちづくりの方向性を検討しました。

①まちなみの整備

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	西予市都市計画マスタープランや立地適正化計画等のまちづくり関連計画の見直し	復旧・復興の方針を踏まえ、西予市都市計画マスタープランや立地適正化計画等の見直しを行う	7月豪雨により甚大な被害を受けた、野村町の地区別構想及び全体構想を見直すため、都市計画マスタープランを改定した。また野村地区の誘導区域を修正するため、立地適正化計画を改定した。どちらの改定も、浸水被害の再来性等を考慮した上で、見直しを行った。 ※両計画の施行年月日：令和2年9月4日

②野村地区の再整備

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	住宅移転跡地の活用についての検討	より安全な場所へ住宅を移転するための住宅団地の整備、移転元の跡地利用も含めたまちの整備	大規模な浸水被害を受けた三島町地区の被災者の、住宅等の再建の動向を踏まえ、住宅移転元の跡地の利活用の方針について、のむら復興まちづくりデザインワークショップで意見交換を重ね、基本設計、実施設計及び維持管理について、高校生、大学生や多くの住民が提案した公園広場の方針をまとめることができた。 肱川右岸沿いは、肱川河川沿い復興公園（どすこいパーク）の、「自然と憩いのエリア」、「三嶋神社周辺エリア」の一部「いきいき広場を除き、各エリアの整備が令和7年3月末に完了した。
2	市街地整備事業の検討	野村地区の街並みについて災害を教訓として住民、行政、大学等の協働によるワークショップの機会を設け、将来像を検討していく	肱川の氾濫により、大規模な浸水被害を受けた野村地区の街並みの整備について、令和元年度より開催している、のむら復興まちづくりデザインワークショップの中で意見を出し合い、令和5年度において左岸側の河川周辺エリアの実施設計が完了した。また、策定した都市再生整備計画により、令和7年度からの工事着手を予定している。 野村支所の改築工事も豪雨災害により、着工が遅れたが令和4年10月に完成し、今後支所と公園、乙亥会館を結ぶ市街地内の道路拡幅整備を進めて行くこととしている。
3	住民と行政、大学等の協働でのワークショップの開催によるまちの将来像の検討	住民が主役であるまちづくりを推進するために住民、行政、大学等の協働によるワークショップの機会を設け、将来像を検討していく	野村地区の復興まちづくりについては、今回の災害を教訓として、住民と行政、大学等の協働によるワークショップの機会を設け、まちづくりのあり方とその将来像の検討を行ってきた。多様な主体が郷土愛と復興への思いでつながり、ワークショップ参加者の思いが形になっている。 ※ワークショップ開催回数：28回 （令和6年度末）

5 子育てや教育環境の再建

5-1 教育施設等の再建

今回の災害では、多くの教育施設・児童福祉施設等が大きな被害を受け、子育て環境や教育環境に多大な影響を与えたことから、復興に向けた対応方針として、被災した学校施設、児童福祉施設、社会教育施設については、安全性の確保を前提に早期の復旧・再開等を進めてきました。なお、被災した施設のうち、老朽化が進んでいる施設や未耐震の施設については、施設の除却等の検討を行いました。

また、被災した子供たちや、災害を目のあたりにした子供たちのこころのケア等にも努めてきました。

①学校、児童福祉施設等の復旧・整備

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	せいよ東学校給食センター（整備中）の再整備の推進	せいよ東学校給食センターについては、安全な再建場所の選定も含め、早期の再整備を進める	せいよ東学校給食センターは完成直前に平成30年7月豪雨による肱川の氾濫で、建物全体がほぼ水没し壊滅的な被害を受けた。このため市では国に、公立学校施設の災害復旧事業の対象となるよう協議を行ってきたが、施設が完成していないことから認められなかった。その後、県・国に再度対応を要望し、令和元年4月に「学校施設環境改善交付金による特例的な措置」として財政措置が認められました。新たな再建場所の選定に調整を要したが、野村中学校敷地内への建設が決定し、令和2年11月に完成し令和3年1月から供用開始をすることができた。
2	明浜中学校の復旧事業の推進	明浜中学校の早期の復旧を進める	校舎裏山のみかん園地の斜面崩壊により、土砂が校舎内に流入し建物の一部が被害を受けた。その後の調査で建物の安全には問題がないことから早期に改修工事を行い、授業を再開することができた。なお、裏山の砂防工事が完了するまで、注意喚起を行いながらの授業となった。 ※校舎改修工事完了：平成31年1月15日 ※砂防工事完了：令和3年3月末
3	野村保育所の解体	被災した野村保育所については、安全性や環境面を考慮して早期の解体を進める	野村保育所は豪雨による肱川の氾濫で、建物全体がほぼ水没し、壊滅的な被害を受けた。全壊となった施設には、園児のプールが裏返ったり、漂流物等が室内に散乱しており安全性や環境面が不安視されました。このことにより早期の解体が望まれ、令和元年度において解体を行った。 ※解体完了：令和元年6月28日
4	野村保育所（仮設）の運営	新野村保育所が新設されるまでの間は、仮設保育所での適切な運営を	発災後、保育所機能を野村図書館（ゆめちゃんこ）に移し応急的な保育運営を継続した。同時に野村運動公園内に、仮設の保育所の建

		行う	設し、完成後は仮設保育所で保育運営を行った。令和2年11月に新たな野村保育所に移るまで、健全な保育環境を確保し適切な保育所運営を行った。 ※仮設保育所運営期間 平成30年12月25日～令和2年11月22日
5	新野村保育所整備事業の推進	被災した野村保育所について、新たな建設場所の選定を行い、安全性の確保を前提に早期の復旧を進める	被災を受けた野村保育所の再建について、新野村保育所建設検討委員会を設置し、より安全な場所に建設することについて検討を行った。発災後、野村地区に浸水想定区域が設定されたことを踏まえ、検討委員会の方針として、西予市野村介護老人保健施設「つくし苑」の近隣に建設場所を決定し、地権者の協力を得て、令和元年11月に事業着手し、令和2年10月末に新野村保育所が完成した。 ※新野村保育所開所日：令和2年11月24日
6	避難指示発令期間における明間保育園の代替施設での運営（平成30年度）	明間保育園の代替施設（昭和多目的集会所）で運営を行う	山林の大規模な土砂崩壊により、避難指示が発令された区域内にあった明間保育園は、安全が確認されるまで、近隣の安全な場所にある地区の昭和多目的集会所を臨時の保育園として、適切な保育運営を行った。 ※昭和多目的集会所での臨時保育期間 （平成30年7月25日～平成31年3月31日）
7	避難指示解除後における明間保育園再開の検討	避難指示解除後の保育園再開に向けて検討を進める	明間保育園は、避難指示が長期になることから、平成31年4月から休園することになった。しかし、保護者及び地元住民から早期の保育園再開の要望が多かったことから、運営を行う社会福祉法人西予総合福祉会と再開に向けて協議を重ね、代替施設や下宇和保育園での保育を経て、安全が確認された令和2年4月から再開することができた。
8	明浜中学校校舎内学童保育室の復旧事業の推進	被災した明浜中学校の学童保育については、砂防事業の進捗により安全性が担保された状況において早期の再開を進める	明浜中学校で行われていた学童保育は、校舎裏山の園地が崩落して校舎が被災し安全が確保されないため、別の施設（俵津集落総合施設）で事業を行った。令和2年度末で裏山の砂防工事が完了し、安全性が確認されたことから、明浜中学校内で学童保育を再開することができた。 ※学童保育再開日：令和3年4月1日

②子どもたちへの支援

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	り災証明の程度に応じた保育所、幼稚園保育料の減免	保育所、幼稚園保育料の減免を行い園児が安心して保育・教育を受けられる支援に取り組む	被災された方で、り災証明書の交付を受けられた方からの申請により、西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育等に関する規則に基づき、被災の程度に応じた減免及び減免期間について、適正に処理することで、被災者の支援を行うことができた。 ※減免期間：平成 30 年 7 月～12 月 ※減免申請及び適用件数 ・幼稚園：37 件 ・保育所（園）：98 件 （内 108 件は臨時休園に伴う日割減免分）
2	被災児童・生徒への就学支援	就学機会の均等の観点から、学用品費、及び給食費などの経済的支援を行い、児童・生徒の保護者の負担軽減を図る	住家の全壊、流失、半壊、床上浸水により、学用品を損失又は損傷し、就学に支障がある児童・生徒の保護者に対して、り災証明書の交付を受けられた方からの申請により、給食費や学用品費等を支援することで、経済的負担を軽減することができた。 ※申請件数：13 件 ※認定件数：13 件 （令和 3 年 3 月末で終了）
3	児童・生徒等のこころのケア	精神的ショックを受けた子どもたちやストレスある子供たちのこころのケアに取り組む	豪雨により、家庭、学校生活の両面において被災を経験した児童生徒の支援を目的として、学校教育活動支援員を配置し、こころのケアと、被災環境の復旧整備にも力を注ぐ子どもたちの心的ストレス解消を図った。身近な学校内で相談ができたり、環境整備に対応できる存在があったことにより、手厚い支援を行うことができた。 ※支援員数：2 名 （令和 3 年 3 月終了）

③社会教育施設の復旧・整備

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	乙亥会館の社会体育施設としての機能の充実を含めた復旧事業の推進	乙亥会館に新たな社会体育施設としての機能の充実を含めた復旧を図る	肱川の氾濫により、野村体育館は建物全体がほぼ水没し壊滅的な被害を受けた。復旧について協議したが、施設の老朽化が進み未耐震施設であったことから再建はせず、解体することとなった。野村地区で唯一の体育館であったことから、乙亥会館にその社会体育施設としての機能を付加させるよう、乙亥会館の

			改修工事を行った。 ※事業完了：令和2年3月25日
2	大和田地区体育館の復旧事業の推進	大和田地区体育館は地域内唯一の体育館であり、これまでも多くの団体が活動していた経緯もあり早急な復旧を目指す	肱川の氾濫により、大和田地区体育館は約3メートル浸水したことで、大量の土砂等が流入し使用不能となった。地区内唯一の施設であり、住民から復旧についての要望も多いことから、令和元年度において復旧工事を行い、体育館としての利用が可能となった。 ※事業完了：令和2年3月31日
3	野村体育館の解体	老朽化や未耐震施設であり、代替施設として乙亥会館を検討。除却も含めて検討する。	浸水被害を受けた野村体育館は、乙亥会館に機能を移すことで解体することになったが、公共施設の解体工事は他の復旧事業より、優先順位が低いことから、早期の解体は実施しなかった。解体工事は、復旧事業がある程度進んだ令和4年度において他の被災施設と併せて行った。
4	貝吹公民館（大和田センター）の移転・復旧事業の推進	貝吹公民館については、廃園となっていた旧大和田幼稚園を改修して、新たに公民館施設としての早期復旧を図る	貝吹公民館は、肱川の氾濫により建物全体がほぼ水没し使用不能となったため、隣接している旧大和田幼稚園を仮の事務所として業務を行った。令和元年度に旧大和田幼稚園を新たな貝吹公民館施設としての改築工事を行い、新たな社会教育施設として、生涯学習や教育の拠点として再開することができた。なお、浸水被害を受けた貝吹公民館は令和4年度に解体工事を行った。 ※新公民館開所日：令和2年4月1日
5	明間公民館の代替施設での運営及び避難指示解除後の再開	明間公民館の代替施設での運営及び避難指示解除後の再開を目指す	山林の大規模な土砂崩壊により、明間岡山中組地区に避難指示が発令され、区域内にあった明間公民館は安全が確認されるまで、近隣の安全な場所にある明間体育館の一部を代替の事務所として公民館業務を行った。崩壊箇所の災害関連緊急治山事業が令和元年11月18日に完了し、12月4日に避難指示が解除され、安全が確認されたことから明間公民館での業務を再開した。 ※公民館の再開月日：令和2年1月1日

5-2 防災教育の推進

復興に向けた「市民意向調査」では、「子育て支援や良好な教育環境を構築するにあたって重視すること」として、「被災教育施設の整備（再建）」や「学校と地域との協力・連携」、「通学路の安全性の向上」、「防災教育の充実」など、多くの取組が求められていました。これらの項目の、復興に向けた対応方針として、災害を風化させないことが重要であり、学校教育、社会教育において、今回の経験を踏まえた

防災教育を取り入れ、防災意識の高揚と災害対応力の向上に努めました。

また、今回の災害の記録と記憶を後世に継承し、教訓とするとともに、まちの歴史や文化などを学ぶ機会の充実を図りました。

①学校における防災教育の充実

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	学校における防災教育の充実	学校教育の多様な機会を通じて児童・生徒一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応力の向上を図る	発災後、各学校が主体的に防災減災学習に取り組む機会が増加しており、児童生徒と先生の防災意識の高揚につながった。行政としても必要に応じて学校に出向いて、講習や避難訓練のサポートを行った。 ※防災教育・避難訓練実施校：17校 (令和元年度～令和6年度)
2	災害に強い人づくりの推進	学校教育の多様な機会を通じて児童・生徒一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る	乙亥会館に整備した、災害伝承展示室を核とした防災教育を進めるため、危機管理課、ジオパーク推進室、語り部018のむら、愛媛大学と連携し、語り部による展示室等と使った学習と併せて、災害VR、ARによる防災学習を行った。児童生徒の防災単独の学びだけでなく、防災を通した多様な学びにつながるきっかけ作りができた。

②社会教育における防災意識高揚と災害対応力の向上

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	社会教育における防災教育の推進	社会教育の多様な機会を通じて、市民一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応力の向上を図る	社会教育の拠点及び災害時の指定避難場所となっている、地域づくり活動センター（公民館）主催の避難訓練や防災教育を継続して行うことで、地域住民の防災意識の高揚と災害対応力の向上を図ることができた。 ※避難訓練実施数：11箇所 ※避難訓練参加者数：5,133人 (令和元年度～令和6年度)
2	災害に強い人づくり・組織づくりの推進	激甚化する災害リスクに対して、自主防災組織を中心とした災害対応力の向上を図る	自主防災組織等を対象とした訓練や研修会を要請に応じて実施して、自助・共助の重要性の認識を高めることができた。なお、一方で訓練等を行っていない組織もあることから、未実施組織への呼びかけも含めて、支援を継続して訓練等を実施していく。 ※訓練等実施組織数：56組織 ※訓練等参加者数：19,529人 (令和元年度～令和6年度)
3	防災士の育成	地域内の防災リーダーを	愛媛県が実施する防災士養成講座に、市内の

		育成するため防災士の育成等に努める	各自主防災組織等から推薦いただいた多くの方が毎年参加頂いており、防災士認定者の増加につなげることができた。 ※令和6年度末市内防災士数：496人 ※防災士養成講座参加者数：267人 ※新規資格取得者数：234人 (令和元年度～令和6年度)
4	防災における男女共同参画の推進	防災に関する方針決定の場などへの女性や障がい者等の参画機会の拡大を図る	西予市防災会議に複数の女性委員を任命して、女性の意見を反映した地域防災計画を策定することができた。継続して女性に関わっていただく機会の確保に努めることとしている。 ※防災会議女性委員数：5名
5	女性の防災リーダーの育成	防災における男女共同参画意識の高揚や女性の防災リーダーの育成に努める	地域防災リーダーを養成するための講座に、毎年女性も参加しており、地域住民の先頭に立って自ら避難訓練に参加するなど、普段から地域で、防災啓発などの活動を行っている。 ※養成講座参加者数：36人

5-3 災害の記録と記憶の継承

平成30年7月豪雨と同じような豪雨があった場合でも、二度と同じような被害に遭わないように、今回の災害の記録と記憶を残し、後世に伝えていくことが重要となってくることから、今回の災害の経験を風化させることなく、災害の記録と記憶を後世に伝える施設として、乙亥会館内に「災害伝承展示室」を整備しました。

①災害の記録と記憶の伝承

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	災害の記録の作成	災害の経験を風化させることなく、災害の記録と記憶を伝承していくための取り組みを進める	西予市に起きた未曾有の、災害の記録と記憶を風化させることなく後世に受け継ぎ、今後の災害対策へつなげることや、他自治体や関係機関へ「災害は何か」という事実を伝えるため、災害記録誌を令和3年9月に取りまとめた。災害伝承展示室とは違うコンテンツとして、多くの方に平成30年7月豪雨を伝えることができた。
2	乙亥会館への災害に関する展示室の整備など災害の記録と記憶を伝える取組の推進	乙亥会館を復興のシンボルとなる拠点施設のの一つと位置づけ、災害の記録と記憶の伝承のための展示室整備を進める	豪雨災害を教訓とし、後世に伝える施設として、乙亥会館内に災害伝承展示室を令和2年10月に整備することができた。展示室のテーマの、「事実を知り、学び合い、備えの先にいのちを守る」とあるように、市内外の多くの方々に訪れていただき、7月豪雨

			を教訓に、学ぶ機会の創出を図ることができた。併せて、「語り部 018 のむら」が立ち上がり、災害の記録と記憶を後世に語り継ぐ取り組みができた。
--	--	--	---

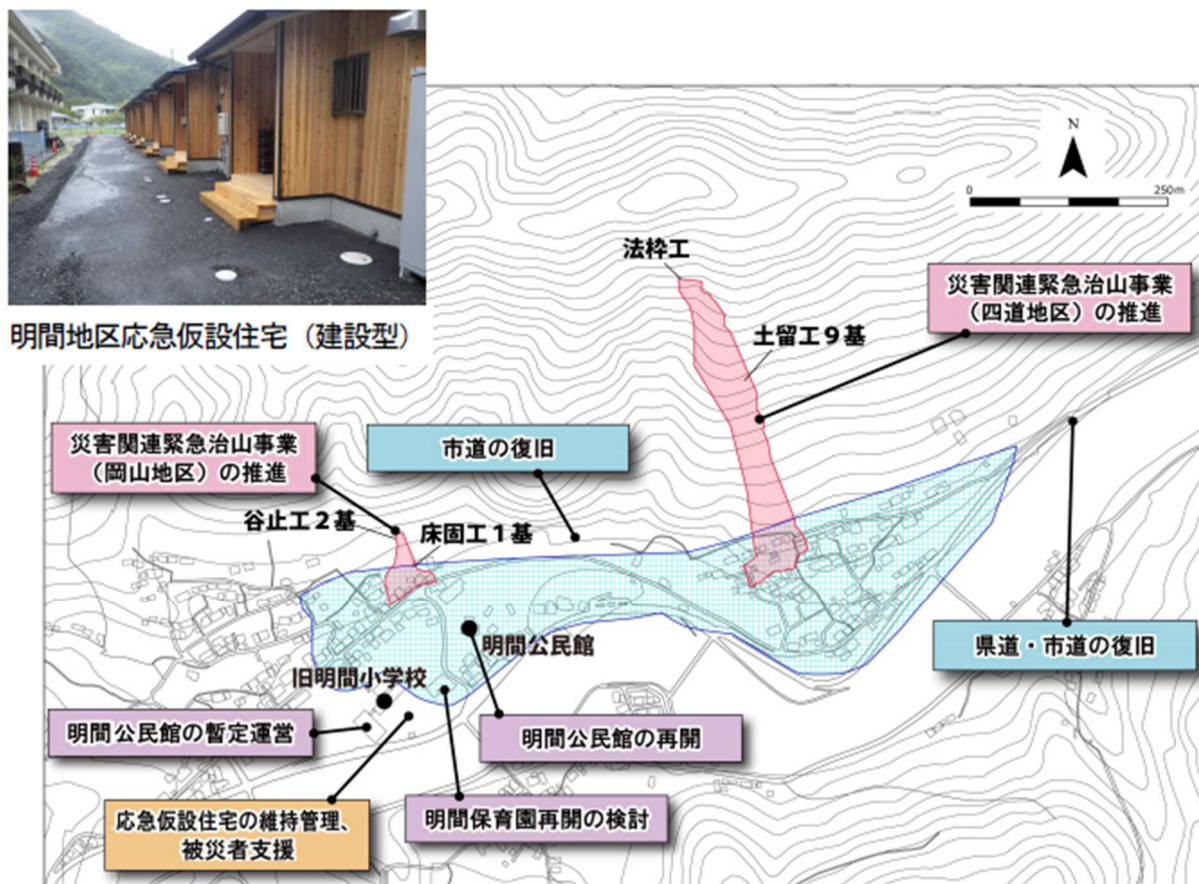
②ソフト事業の推進

区分	主な施策	活動と内容	取組状況・実績
1	復興ツーリズムの創出	復旧・復興の歩みを市民一人ひとりが実感できるような各種イベントの創出に取り組む	復旧・復興が進む中で、大規模な交流イベントの開催は、新型コロナウイルス感染症の影響に開催は困難であった。近年の頻発化・激甚化する災害リスクを学ぶ機会をジオパークと併せて学ぶことも可能であることから、災害伝承展示室と語り部により、被災のあった場所のまち歩きをしながらの防災学習と、復興していく野村町を実感する機会を創出することができた。 また、防災学習だけではなく、「がいなんよ大学」や「緒方ラボ」等様々な学びや、復興を交えた交流人口の創出につながった。
2	復興まちづくりシンポジウム等の開催	復旧・復興の歩みを市民一人ひとりが実感できるような各種イベントの創出に取り組む	大学と地域が連携して市民の学びの場をつくり、そこで生まれた「きずな人口」を増やすこと目的とした、「がいなんよ大学 in のむら」において、「防災に関する学び、防災を通じた学び」と題した講演会が開催された。その講演会で、西予市が防災減災学習の推進を図るために開始した、災害から学ぶパッケージ学習に取り組んでいる、野村小学校の防災教育の実践報告を行った。 ※シンポジウム参加者数：50 人 (WEB参加者含む)

第4章 地区別の復興方針

復興計画では、特に被害が大きかった宇和町明間地区、岩木地区、野村町野村地区については、各町単位の地域別復興方針とは別に復興方針を作成していましたので、別に報告書として取りまとめました。

1 地区別復興方針<<明間地区>>



(1) 治山事業の推進

被災後、明間地区全体において合計8カ所の治山事業が計画され、7箇所については工事が完了していますが、1箇所について工事中であり、完成は令和7年度末の予定となっております。この中で直接的な避難指示の要因となった山腹崩壊は、岡山地区と四道地区になります。崩落箇所には、不安定土砂、倒木が多量に堆積しており、その後の豪雨等により、崩落箇所の拡大や土砂等が再流出するおそれがあり、大変危険な状態であったことから避難指示を、継続して発令している状況にありました。避難指示解除については、各治山事業が完了し一定の安全性が確保され地元の同意が得られた、令和元年12月4日付で岡山・中組地区、令和2年11月27日付で四道地区の避難指示を解除しました。

(2) 避難指示に伴う公民館運営及び保育園の運営

岡山・中組地区で発生した、山林の大規模な土砂崩壊により避難指示が発令されたエリアには、公民館、保育園、消防詰所といった公共施設が集中していました。保育園は昭和 multis 目的集会所で、公民館や消防詰所は旧明間小学校体育館を仮施設として、緊急的な対応を行いました。保育園については、令和

元年度は避難指示解除まで休園としました。再開に向けては経営主体である社会福祉法人西予総合福祉会と協議・検討を重ね、避難指示が令和2年11月27日に解除されたのを受け、令和2年4月から元の場所で保育を再開しました。公民館や詰所についても、避難指示解除後、早期に点検等を実施して元の場所で従来通り業務を再開しました。

(3) 流末処理と市道整備

長期の避難指示が発令されていた四道地区では、被災を受けた住宅を元地で再建される世帯や、現在の家で暮らしを再開される世帯が多いことから、治山事業に係る排水処理関連の対策が求められました。豪雨により被災した四道地区内の排水路については、令和3年度において復旧工事を行いました。また、地区内で要望のありました市道整備についても事業を完了いたしました。

(4) 粗大ごみ持ち込み手数料免除

四道地区の避難指示解除後、生活を再建、再開するため、自宅の掃除や片付け等において、長期の避難生活のため、家屋内で老朽化し処分の必要が生じた粗大ごみについて、宇和清掃センターに持ち込む際の処理手数料の免除をおこない、被災者の負担軽減を図りました。

(5) 応急仮設住宅からの退去状況

発災後、仮設住宅への入居状況は、平成30年10月における26戸54人の入居が最多利用でありました。令和元年12月4日の岡山・中組地区の避難指示解除により退去が進みました。さらに、令和2年11月27日の四道地区の避難指示解除により、令和3年7月末では2戸3人となりました。なお、2戸については自宅の再建が遅れていましたが、令和4年7月までに自宅再建が完了し、全ての方が退去されました。



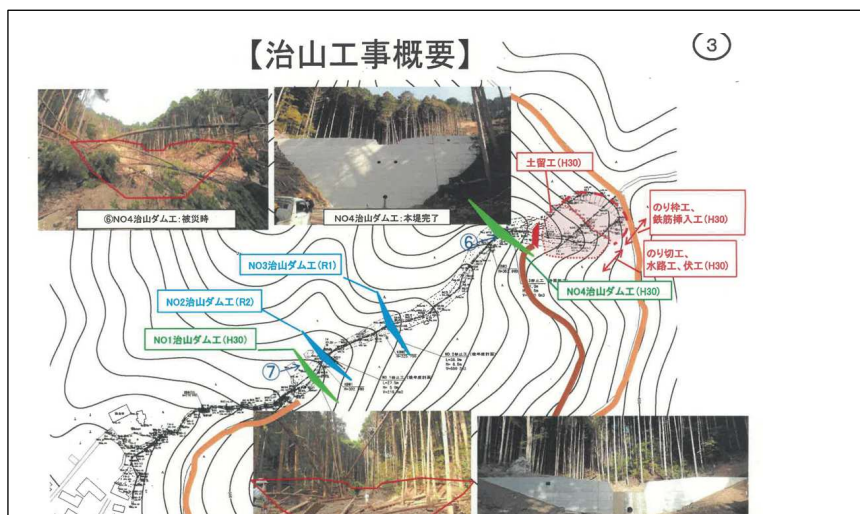
災害関連緊急治山事業（四道地区）

2 地区別復興方針「岩木地区」



(1) 治山事業の推進

豪雨により、宇和町岩木地区内の大規模な山腹崩壊により土石流が発生し、下流の住宅及び市道へ大量の土砂等が流入する甚大な被害が発生した。崩落箇所及び溪流内には不安定土砂や流木が多量に堆積しており、今後の大雨等によっては下流に再度流出する恐れがあったことから、継続して避難指示が発令されていました。崩壊箇所においては、4カ所の災害関連緊急治山事業が進められ、避難指示発令を解除する目途としていた最上部の治山ダムと最下部の治山ダムが完成したことで、土砂流出を抑制することが可能であり、常時避難を要する状況は解消されたものと判断し、地元の同意を得られた令和2年4月3日をもって、避難指示の発令を解除しました。残りの治山ダム2カ所についても、令和3年度末までに完成し、更なる安全性が確保されました。



(2) 青線（法定外公共物「水路」）エリアの復旧事業

岩木地区の山腹崩壊では、愛媛県が指定する「土石流危険渓流」に沿って土砂等が流れ込み、下流にある地区の最上部にある民家が砂防ダムの代わりとなり、土砂等の流出を止めました。渓流は土砂等で埋もれて水路機能は喪失していました。本渓流は、一級河川福田川に繋がっていますが、被災箇所は法定外公共物「水路」となっており、復旧については、原則、地元で対応を行う必要がありました。しかし、今回は豪雨災害ということ踏まえ、地域、ボランティア団体、行政が協議の上、次のような役割を確認して応急復旧作業を行いました。

- 地元が市の補助事業である土砂撤去事業を実施して、重機借上げ料を市が負担する。
- 人件費分についてはボランティア団体の、一般社団法人オープンジャパンが担う。
- 大型土嚢袋や撤去時の土砂運搬は市が実施する。
- 土捨て場については地元が確保する

(3) 県の土木事業としての整備検討

(2)の応急復旧実施後の法定外公共物「水路」について、愛媛県の土木施設整備により災害の防止対策が行うことができないか、西予土木事務所に復興座談会や現地にて協議を行いました。県が事業を行うことは困難であるとの回答でした。理由として、被災箇所が一級河川福田川の上流で、県の管理区域外となっていることから、河川事業では対応できないこと、また、既に治山ダムの整備が進められていることから、砂防事業の砂防堰堤等を整備する必要性は低いとの回答でした。災害に係る溪流埋塞要への対応は完了しているものの、以前から要望されている法定外公共物の改修工事について、今回の災害での被害を踏まえ、市単独事業で実施することとし、令和6年6月25日に改修工事が完了しました。



福田川河川災害復旧工事



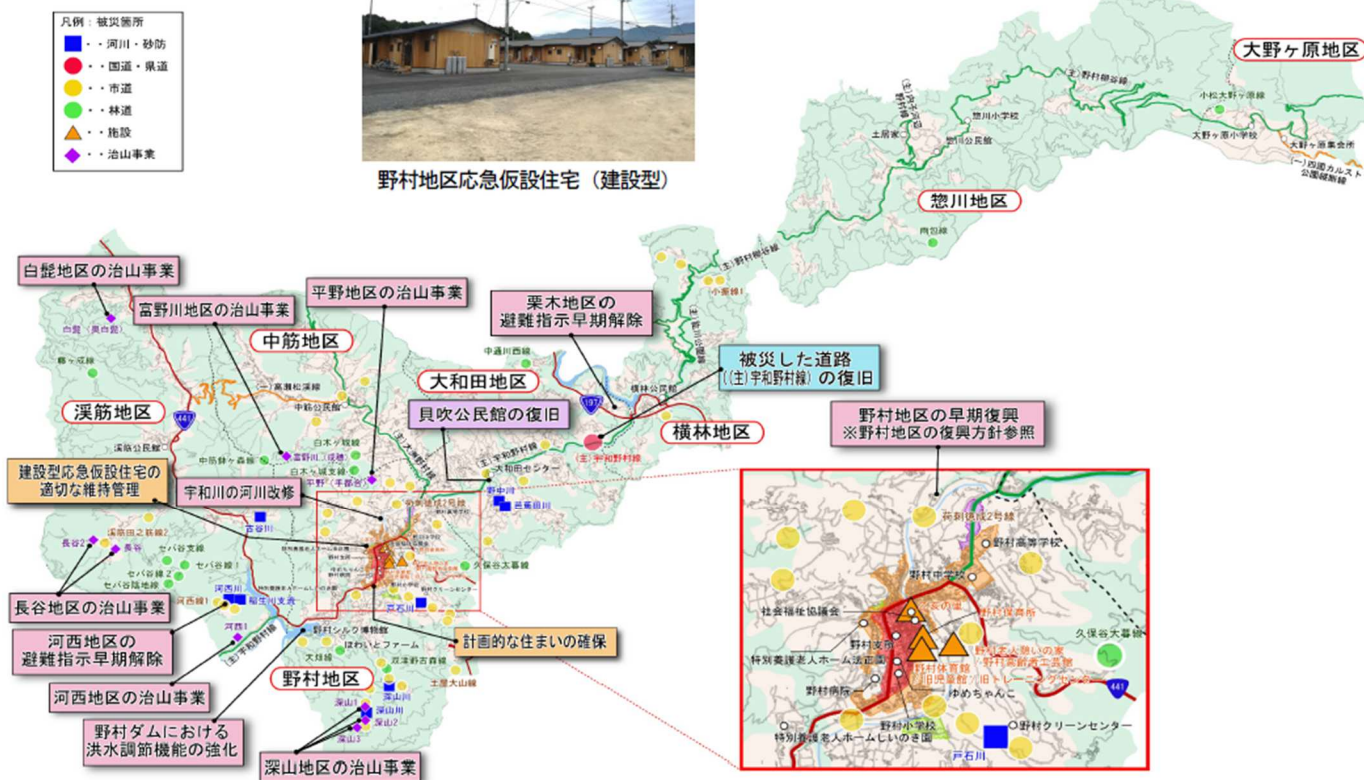
福田川河川災害復旧工事

(4) 応急仮設住宅の退去状況

仮設住宅への入居状況ですが、発災後の平成30年10月における4戸8人の入居が最多利用でありました。その後、令和2年4月3日付の避難指示解除によりスムーズに退去が進み、令和2年5月末時点で全世帯が退去されました。

3 地区別復興方針《野村地区》

④野村町地域の復興方針図



(1) 生活の基盤となる安心・安全なまちづくり

野村地区における復興の重要な視点としてはじめに掲げている項目が「安心・安全なまちづくり」です。特に被害が大きかった肱川沿いの浸水エリアについて、同じような浸水被害が二度と発生しないために必要な対策として何をしていくのか、国、愛媛県、市、消防等それぞれの役割や情報伝達などの具体的な手法について、住民の方々への周知に努めました。

一方で、激甚化、頻発化する豪雨に対して、河川整備やダムの改造といったハード整備を行っても、すべての被害を防ぐことは困難であることを認識して、事前の備えや避難行動をスムーズに実践できるようソフト対策の充実を図ることも並行して進めてきました。

復興計画の P72 に記載したレベル 1 への対応として、「平成 30 年 7 月豪雨と同規模の雨量については、安全に流下させること」を基準としています。その具体的な手法は、国による野村ダム操作規則の見直しと洪水貯留準備操作（事前放流）によるもので、野村ダム操作規則の見直しはダムへの流入量 300 m³/S から洪水調節を開始し、流入量に対して一定の割合で流下量を増やしていくというもので、流入量が 1,190 m³/S を超えると 1,000 m³/S の一定量に留め、その後ダムの水位が標高 169.4m になると流入量と等しい流下量に増加するものです。

さらに、洪水貯留準備操作（事前放流）に関しては、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者が令和2年5月に肱川水系治水協定を締結して新たに事前放流量 161 万 m^3 の確保と、野村ダムの確実な事前放流を目的として堰堤改良事業が実施されることになりました。このように野村ダム操作規則の変更と事前放流量の増加により、緊急放流を回避できるよう整備が進みました。

また、愛媛県に関しては、肱川水系河川整備計画に基づき、野村大橋と石久保橋の架け替え、河川の

拡幅及び河道掘削等の工事を進めて行くことになります。工事を進めていく上で、住民への周知と理解を得ることが重要になることから、住民側の窓口として、野村地区河川整備促進協議会が令和元年8月に発足し、住民側の意見の集約をいただくことや、地区内へ情報の周知を行い、また、用地交渉においても促進協議会の協力のもとスムーズな調整が図られました。

なお、野村ダム堰堤改良事業や肱川水系河川整備計画に基づく整備は、復興まちづくり計画期間終了後の令和7年度以降も事業は継続しますが、引き続き国、県や促進協議会と連携して早期の完成を目指します。

また、レベル2に記載した、平成30年7月豪雨を超える豪雨に対しては、住民の避難対策をはじめとする生命を守ることを最優先としてソフト対策としましては、肱川統合管理事務所、愛媛県、市、自主防災組織、消防団、防災士等が連携し避難訓練を実施するとともに、市からの防災行政無線での放送内容を切迫感や緊急性が伝わりやすい言い方に変えるなど、避難行動のきっかけとなるよう改善を行いました。さらに、ハザードマップの改定やマイ・タイムラインを策定するなど、「自分の命は自分が守る」ことにつながるソフト対策を進めました。

(2) 安心・安全に暮らせる住まいの早期確保

住居が被災した人にとって、住まいを再建することが復興の第一歩となることから、市としても早期の住宅の確保を目指して、災害公営住宅と定期借地用地の整備に取り組んできました。令和元年5月14日に愛媛県水防協議会が開催され、肱川水系肱川の野村ダム下流域が水位周知河川に指定され、同月17日には浸水想定区域が公表されたことから、整備する場所については、浸水想定区域外の太田団地と西予市消防野村支署の近隣の野村中央団地の2箇所で整備を行いました。災害公営住宅は太田団地が令和3年2月に、野村中央団地及び定期借地用地が令和3年5月に完成しました。当初計画していた時期よりいずれも、設置場所の選定や土地造成工事の遅れ等により、完成が遅れました。

整備できるまでの間は、多くの方が応急仮設住宅等での暮らしとなり、その入居状況は発災後の平成30年10月時点で73世帯143人が最多でしたが、令和3年12月末時点で2戸6人となり、令和4年7月5日で全ての世帯が住まいを確保され退去されました。



災害公営住宅
野村中央団地



災害公営住宅
太田団地

(3) 市民、行政、学識者等との協働による未来へ飛躍する復興の実現

復興計画に基づき、野村地区における復興まちづくりは、災害を教訓として住民、行政、大学等の協働による「のむら復興まちづくりデザインワークショップ」を開催し、住民の意向を汲み取りながら方向性を定めることにしました。令和元年度において8回、令和2年度は4回、令和3年度4回、合計16回、延べ518人での話し合いを続け、野村地区の復興の方針を示す「のむら復興まちづくり計画」を策定しました。令和4年度以降も継続してワークショップを行い、令和7年2月末で合計28回、延べ参加者人数は1,644人となっています。

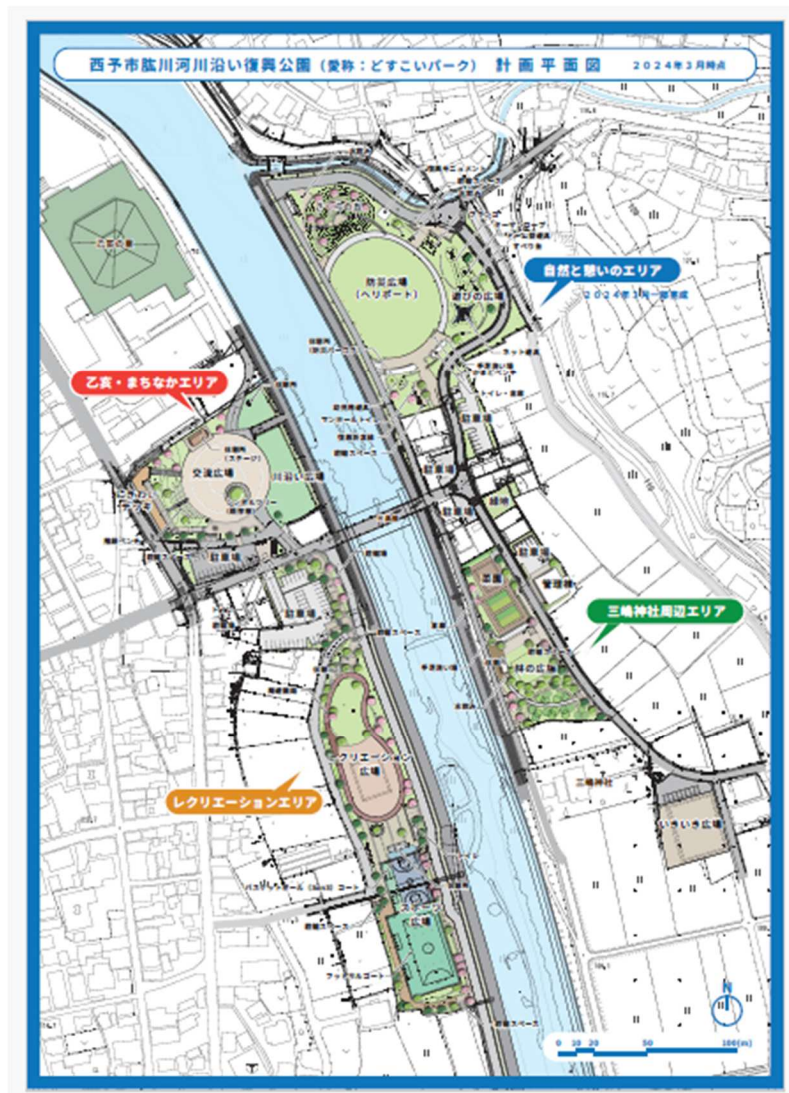
令和4年度以降のワークショップでは、「肱川とその周辺の整備・活用」、「商店街の活性化」、「野村の文化の継承と観光」、「日常生活サービスの維持・更新」というテーマに対して、「野村で残したい思い出」を守るとともに「野村で実現したい暮らし」に向けた歩みを進めるため、話し合いを続けてきました。このほか、肱川河川沿いの魅力的な空間づくりについて、基本計画、実施設計等検討を重ね、「西予市肱川河川沿い復興公園（愛称：どすこいパーク）」の整備計画を作成し、令和6年度末で右岸側の整備が完

了しました。

このワークショップに欠かせない存在が愛媛大学の学生と愛媛県立野村高校の生徒です。将来の野村を考えるにあたって野村高校の生徒が中心的な担い手になるのにもかかわらず、復興計画に際して意見を聞くことができる場がこれまでなかったことから、最初のワークショップで5名の生徒から「人が集まる町で地域再生」と題して、教育ファームと高校生カフェの具体的な提案がありました。その後、その提案をもとに、ワークショップ参加者で話し合い、大学生がファシリテーターとなり意見を取りまとめるといった、まさにまちづくりの基本である、ソフトあつてのハード整備が実践され、市民が主役となったまちづくりを進めてきました。



のむら復興まちづくりデザインワークショップ



肱川河川沿い復興公園（どすこいパーク）「防災広場」

(4) 人と人のつながりを生かした復興の輪を広げる

災害後、多くのボランティアによる支援や他の地方公共団体の応援等があつて復旧・復興が進みました。大規模災害においては個人や自治体単独の復旧活動では困難なことが多くあります。当市が受けた支援や復旧活動の中で培ったノウハウ等を生かすため、市が行った主な取り組みは次の通りとなります。

ア 災害対応のノウハウを他の災害の被災地につなげていくこと

○被災地への支援

災害名	被災地	支援内容	派遣期間
令和元年台風 第19号	栃木県鹿沼市	支援物資（資機材）の提供	令和元年10月19日（物資到着日）
	宮城県丸森町	支援物資（資機材）の提供 延べ6人の職員を派遣	令和元年10月19日（物資到着日） 令和元年11月7日～11月19日
	福島県本宮市	延べ7人の職員を派遣	令和元年10月28日～12月1日
令和2年7月 豪雨	熊本県人吉市	延べ15人の職員を派遣	令和2年8月1日～9月1日
令和6年能登 半島地震	石川県珠洲市	延べ26人の職員を派遣	令和6年1月～7月

イ 災害を風化させることなく、市内外に伝えていくこと

復興まちづくり計画P45に掲げたように、今回の災害の記録と記憶を残し、後世に伝えていく施設として、令和2年10月に乙亥会館内に災害伝承展示室を整備しました。並行して、災害の記録と記憶を継承するグループ「語り部018のむら」が結成され、災害当時の様子を語り継ぐ体制が整いました。

また、令和3年度から、市内の小中学生向けに更なる防災教育を進めるため、語り部、愛媛大学、愛媛県歴史博物館学芸員、危機管理課、ジオパーク推進室、復興支援課（室）と連携した、「災害から学ぶパッケージ学習」に取り組み、多くの児童生徒が災害を教訓とした防災教育の機会を得ることができました。



災害伝承展示室（乙亥会館内）



「NIPPON 防災資産」 認定



野村小学校 防災学習

ウ 支援いただいた方々との新たな相互関係

災害時に受けた支援によって新たな相互関係のネットワークが構築できました。例えば発災後1年半にわたり復旧活動に従事いただきました、「一般社団法人 OPEN JAPAN」はその後も他の被災地で活動されている中で、その被災地に必要となる支援の内容を当市に伝えてもらい、その報告を受けて被災地へ資機材の提供や、職員派遣などの支援を行いました。また、野村地区ではボランティア活動で訪れていた方が、市の地域おこし協力隊として野村地区の活性化に取り組み、活動が終了した後もそのまま定住し、まちづくりにつながる様々な活動を行っています。一方で、音楽アーティストによる復興ソングの制作、復興コンサートへの出演など被災者の心の傷を癒す取り組みも多く行いました。



令和3年度
せいよ復興まちびらきコンサート

(5) 野村町河西地区及び栗木地区の避難指示について

市道の裏山の崩壊により、避難指示を発令していました河西地区においては、市道河西線道路災害復旧工事の着工により、避難指示発令解除の目途としていた仮設防護柵の施工が完了し、地域住民に一定の安全が保たれたため、令和3年1月29日付で避難指示発令を解除しました。また、地滑り災害により避難指示を発令していました栗木地区においても、市道栗木川平線道路災害復旧工事が完了し、安全性が確保されたため、令和7年1月22日付で避難指示発令を解除しました。

これにより、西予市で発令をしていた避難指示は全てが解除となり、平成30年7月から継続して設置していました、西予市災害対策本部を解散しました。

第6章 復旧・復興における課題について

事前の取り組みの重要性など、復旧・復興を進めて行く上での課題を下記のとおりまとめました。

- 1 平成 30 年 7 月豪雨では、愛媛県内の多くの市町が被災を受けたため、復旧工事の発注において、市内及び近隣市町の建設業者等の受注件数が多くなり、計画通りに事業の着手ができませんでした。自然災害は、被害が多く市町に広がり、ひとつの自治体だけの問題ではないということです。広域の災害に対しては、被災を受けていない県内及び県外の建設業者から応援を得られる、復旧体制を構築しておくことの重要性を認識しました。
- 2 被災した方への支援について、既存の支援制度だけでは制度の狭間により支援が受けられないこともありました。例えば、当市では家屋には直接的な被害はないが、避難指示発令により避難区域に指定された多くの住民は、長期の避難生活を余儀なくされました。このような場合、被災証明書が発行されないことから、国による各種支援制度や給付金が受けることができませんでした。被災した市町で被害状況に応じて、自由に配分できる国等からの財源措置があれば、被災者の立場に立ち、状況に応じた支援策を行うことができれば、経済的負担の軽減につながると考えます。
- 3 事前復興計画等、災害が起きる前から復興を考えておくことの重要性ですが、災害対策本部の役割や避難所の運営体制、国や愛媛県との連携やボランティアの受け入れ、更には応急仮設住宅の設置や災害公営住宅の建築場所の選定など、事前に被害を想定した上で、市民意向を確認しながら、あらかじめ方向性を示しておくことが重要であると実感しています。

このことを踏まえ、当市では、大規模災害が発生した際の、速やかかつ適切な復興を推進していくための事前復興を、市民と行政が共通認識をもって進めることで、南海トラフ地震等の大規模災害から、円滑な復旧・復興を図ることを目的に、対象区域を西予市全域、対象災害を南海トラフ巨大地震とした、西予市事前復興計画を令和 5 年 3 月に策定しました。

さらに、事前復興計画 事前復興計画まちづくり計画編に基づき、愛媛県地震被害想定調査による、南海トラフ巨大地震が発生した場合、津波により 5.0m 以上の浸水が想定されている三瓶町東地区を対象に、三瓶東地区事前復興まちづくり計画も同月に策定しました。

参考資料 西予市復興まちづくり計画策定時から変更のあったもの

1 被害状況

(1) 建物被害（り災証明書交付件数）

(件)

		全壊		大規模半壊		半壊		一部損傷 (床上浸水)		一部損壊		合計	
市全体	住家	127	303	70	152	214	397	23	23	175	506	609	1,381
	非住家	176		82		183		0		331		772	
明浜町	住家	1	6	0	1	19	30	0	0	66	116	86	153
	非住家	5		1		11		0		50		67	
宇和町	住家	8	27	3	7	23	40	0	0	32	74	66	148
	非住家	19		4		17		0		42		82	
野村町	住家	117	258	67	140	148	297	23	23	53	207	408	925
	非住家	141		73		149		0		154		517	
城川町	住家	1	11	0	4	13	18	0	0	22	97	36	130
	非住家	10		4		5		0		75		94	
三瓶町	住家	0	1	0	0	11	12	0	0	2	12	13	25
	非住家	1		0		1		0		10		12	

※令和元年5月31日現在

(2) 分野別被害額

		明浜町		宇和町		野村町		城川町		三瓶町		計	
		件数	事業費 (千円)	件数	事業費 (千円)	件数	事業費 (千円)	件数	事業費 (千円)	件数	事業費 (千円)	件数	事業費 (千円)
市道		4	24,187	15	215,177	41	467,317	27	149,180	3	44,441	90	900,302
河川		1	15,413	8	386,430	8	486,769	7	16,798	－	－	24	905,410
がけ		－	－	8	98,181	6	44,428	1	4,150	－	－	15	146,759
維持		2	1,304	27	22,830	41	33,450	0	48,530	12	11,100	82	117,214
重機借上		34	24,356	65	47,221	358	95,896	0	28,623	45	17,300	502	213,396
林道		3	12,693	18	503,413	21	537,866	14	307,542	6	40,865	62	1,402,379
農地		10	32,236	19	39,999	68	155,382	26	48,211	1	963	124	276,791
農業用施設等	ため池	－	－	8	25,306	1	2,414	2	3,495	－	－	11	31,215
	頭首工	－	－	9	78,667	7	61,688	8	189,243	－	－	24	329,598
	水路	18	137,456	4	10,307	17	103,342	5	14,965	3	5,985	47	272,055
	農道	13	75,285	2	11,890	16	106,061	3	33,766	9	24,638	43	251,640
	モノレール	25	31,735	－	－	－	－	－	－	－	－	25	31,735
	揚水機	－	－	1	1,720	3	5,921	1	3,963	－	－	5	11,604
	小計	56	244,476	24	127,890	44	279,426	19	245,432	12	30,623	155	927,847
商工業被害		1	216	10	8,235	88	145,085	7	15,865	1	358	107	169,759
		愛媛県中小企業等グループ施設等整備補助事業										80	927,620
防災無線子局		－	－	－	－	1	6,353	7	211	－	－	8	6,564
光伝送路		1	69	4	937	17	19,724	6	1,623	1	23	29	22,376
計		76	329,074	106	1,380,262	294	2,142,350	114	789,012	24	116,915	694	5,685,807
合計（維持・重機借上含む）		112	354,950	198	1,450,313	693	2,271,696	114	866,165	81	145,673	1,278	6,016,417

※令和7年3月31日現在の件数・被害額となります。

- ・市道、河川：西予市が管理する施設で事業費による数値（事業費60万円以上）
- ・がけ：地域防災がけ崩れ対策工事
- ・維持工事（公共物にかかる土砂撤去）、重機借上（法定外公共物にかかる土砂撤去）
- ・農地、農業用施設等、林道：事業費による数値（事業費40万円以上）
- ・商工業被害：愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（市全体分のみ）及び西予市中小企業者等復興補助事業による。

(3) 公共施設等の被害状況

施設区分	件数	被害額（千円）	備考（施設名称等）
市民文化施設	2	117,707	宇和米博物館、大和田地区農村改善センター（貝吹公民館）
スポーツ・レクリエーション施設	6	114,817	野村体育館他、大和田地区体育館、大早津海水浴場、宝泉坊ロッジ
産業系施設	1	15,703	野村農業公園（ホワイトファーム）
学校教育系施設	7	589,753	明浜中学校、明浜小学校、多田小学校、皆田小学校、城川小学校、せいよ東学校給食センター
子育て支援施設	1	756,636	野村保育所
保健・福祉施設	6	253,170	遊の里温泉ユートピア宇和、野村保福祉センター、野村高齢者工芸館、野村老人憩いの家、クアテルメ宝泉坊、特別養護老人ホームしいのき園
行政系施設	2	11,827	野村支所、野村支所第二別館
市営住宅	4	40,691	一の瀬団地、大和田団地、町中第3団地、客団地
公園	2	9,161	嘉喜尾みんなの広場便所、三滝溪谷
供給処理施設	6	102,234	永長浄化センター、田之筋浄化センター、明間農業集落排水ポンプ施設、野村浄化センター等
その他	2	77,572	名水百選観音水、旧大和田幼稚園他
乙亥の里・乙亥会館	1	1,059,085	乙亥の里・乙亥会館
上水道施設	2	94,723	宇和上水道下川浄水場、野村上水道野村浄水場
合計	42	3,243,079	

※令和7年3月31日現在の件数・被害額となります。

・被害額は、復旧（移転含む）、除却費用の総額となります。

・野村支所第四別館、林業者等健康増進センターはスポーツ・レクリエーション施設の野村体育館の復旧額に含めています。

○災害廃棄物等の処理状況（平成30年7月～令和2年2月）

処理量（t）	22,905.6	処理費用（千円）	1,088,738
--------	----------	----------	-----------

2 応急・復旧、被災者支援の取組状況

(1) 住まいの復旧等

○住宅の提供（最大の数値）

区分		入居戸数	入居者数
市営住宅（一時使用）		16 戸	29 人
仮設住宅 （建設型）	野村 74 戸	72 戸	134 人
	明間 26 戸	26 戸	52 人
	岩木 4 戸	4 戸	8 人
みなし仮設住宅（借上型）		36 戸	89 人

※令和 5 年 7 月 5 日終了

○被災住宅の応急修理

申請件数	173 件
工事依頼件数	173 件
工事完了件数	173 件

※令和 2 年 1 月 31 日終了

○被災家屋の公費解体・撤去

申請件数	143 件
工事着手件数	143 件
工事完了件数	143 件

※令和 4 年 1 月 31 日終了

(2) 生活支援等

○義援金の受付・分配

受付件数	1,464 件
受付総額	927,142,544 円
分配済額	927,142,544 円

※令和 4 年 11 月 10 日終了

○災害援護資金の貸付

申請件数	6 件
貸付総額	10,800,000 円

※平成 30 年 12 月 28 日終了

○ふるさと納税の受付（代理受付含む）

受付総数	69,468 件
うち豪雨災害特化分	5,570 件
受付総額	1,081,552,895 円
うち豪雨災害特化分	86,867,615 円

※令和 4 年 6 月 30 日終了

○被災者生活再建緊急支援金の支給 ※令和 4 年 12 月 13 日終了

基礎支援金（国の支援金）	232 件	183,500,000 円
加算支援金（国の支援金）	139 件	176,750,000 円
特別支援金（県・市の支援金）	470 件	232,781,250 円
合 計	841 件	593,031,250 円

○災害見舞金の支給 ※令和 3 年 3 月 31 日終了

住宅の全壊・流失	150 世帯	7,500,000 円
住宅の半壊（大規模半壊を含む）	292 世帯	8,760,000 円
住宅の床上浸水	21 世帯	420,000 円
合 計	463 世帯	16,680,000 円

(3) 支援等の状況

○中長期派遣(自治法等) 延べ人数 38 人(平成 30 年度:30 人、平成 31 年度:8 人)
愛媛県・旭川市・阿南市・稲城市・伊予市・春日部市・国立市・
熊本市・黒松内町・西条市・座間市・草加市・東京都港区・
徳島市・砥部町・前橋市・松前町(五十音順)

○新規とりまとめ資料

豪雨災害後に整備した公共施設一覧

事業名	事業概要	事業費(千円)
災害公営住宅整備事業 (平成 30 年度～令和 2 年度)	太田住宅団地整備(造成・建屋・外構) 中央団地整備(建屋)	1,076,362
住宅団地整備事業 (令和元年度)	中央団地整備(造成・外構)	431,712
小規模住宅地区等改良事業 (令和元年度～令和 6 年度)	野村地区河川沿い復興公園整備 (右岸側)	691,356
野村地区都市再生整備計画事業 (令和 2 年度～)	野村地区河川沿い復興公園整備 (左岸側、一部右岸側)	332,692
合 計		2,532,122

※令和 7 年 3 月 31 日現在の事業費(実績額)となります。

野村地区都市再生整備計画事業は令和 7 年度以降も事業を継続しています。